

## 第1章

## 国際的な知的財産制度の動向

新興国市場の成長による輸出先の拡大、生産拠点・研究開発拠点の海外進出など企業活動のグローバル化が進むことで、国外における知的財産権取得の意識が高まっている。各企業等は、各々の知的財産について、これまで以上に多数の国に出願するようになり、各国・地域の知的財産制度を踏まえつつ、それぞれの国において権利を取得し、活用するという状況が生じている。

こうした状況の中、各国・地域の知財庁等は、知的財産分野における種々の課題を考慮し、知的財産制度をより魅力的なものにするべく、様々な取組を行っている。

本章では、まず、企業活動のグローバル化に伴う世界全体の知的財産制度をとりまく環境の変化について紹介し、次に、各国・地域それぞれにおける知的財産制度の動向について紹介する。

## 1

## 知的財産制度をとりまく環境の変化

## (1) 出願動向の変化とグローバル化

世界の特許出願件数は2005年から2014年までの10年間で1.6倍となっている。その主要因は、中国の特許出願件数の著しい増加であり、2005年から2014年までの10年間で約5倍となっている。2014年における中国の出願件数は世界の出願件数の3割以上を占めている。また、アジア圏の日中韓3か国の特許庁への2014年の特許出願件数は約146万件であり、世界の特許出願件数約268万件の半

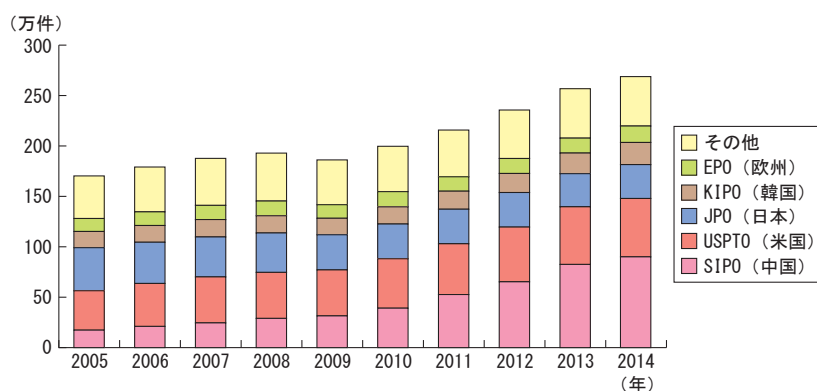
数以上を占めるまでとなった。

意匠分野においては、中国が単独で世界の出願件数の6割以上という圧倒的な割合を占めている。

商標分野においては、中国の出願件数が世界一であり、主要国・機関の出願件数は全体の約半数程度となっている。

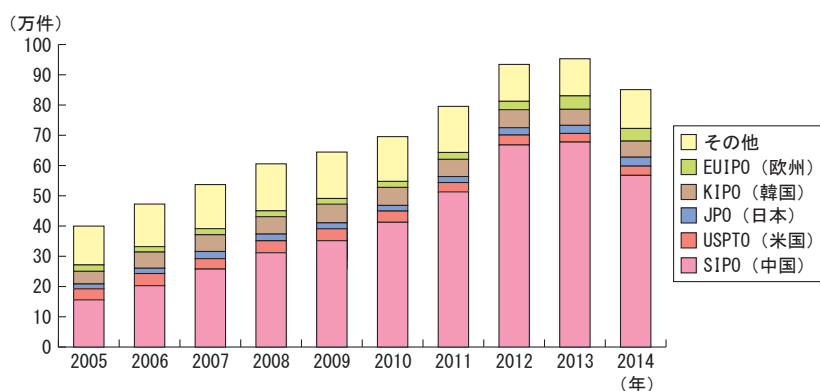
出願活動のグローバル化は、特許、意匠、商標それぞれの分野において異なる動きをみせている。

3-1-1 図 世界の特許出願件数の推移



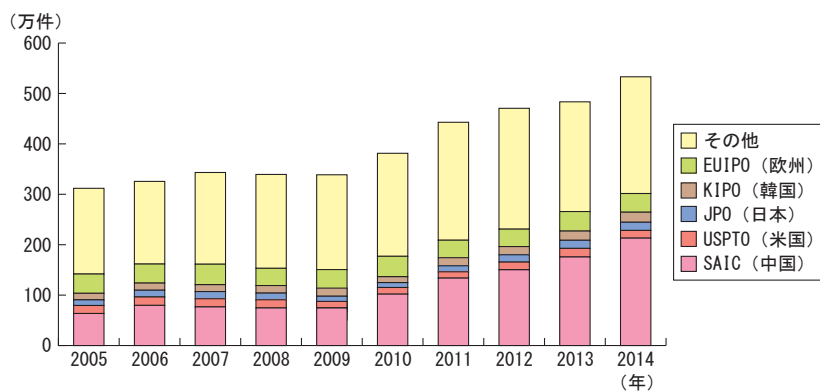
(資料)WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

3-1-2 図 世界の意匠登録出願件数の推移



(資料)WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

3-1-3 図 世界の商標登録出願件数の推移

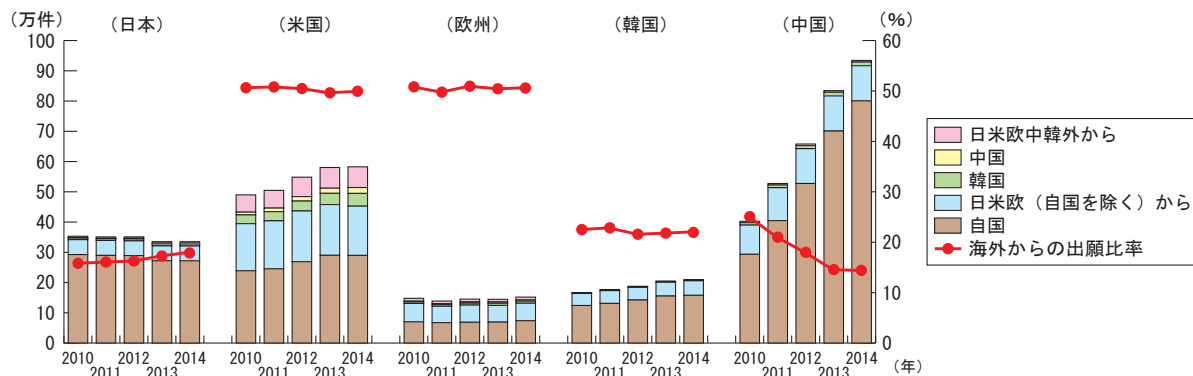


(資料)WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

2014 年における五大特許庁が受理した海外からの出願比率を見ると、日本・韓国・中国の特許庁では14%～22%程度である一方、米国・欧州特許庁では約50%となっている。五大特許庁以外のアジア、オセアニア、南北アメリカ等のほとんどの特許庁において、海外

からの出願の方が国内出願よりも多い。このことから、世界全体としては、特許出願がグローバルに行われていると言える。また、海外から受ける特許出願の件数としては、米国が依然として1位であり、世界の特許出願が米国に集まっている状況である。

3-1-4 図 五大特許庁への特許出願の状況



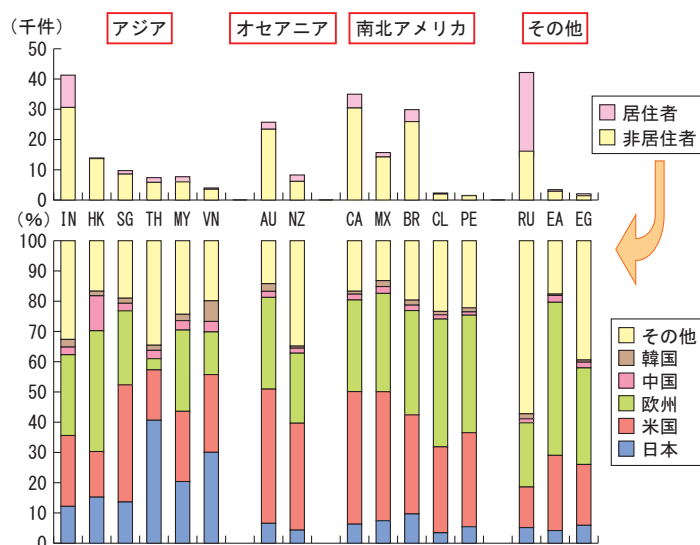
(備考)欧州からの出願は、各年末時点のEPC加盟国の居住者による出願。

(資料)WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

3-1-5 図

五大特許庁以外の主な特許庁への出願状況（2014年）

特許出願件数（上）及び 外国出願人による特許出願の内訳（下）



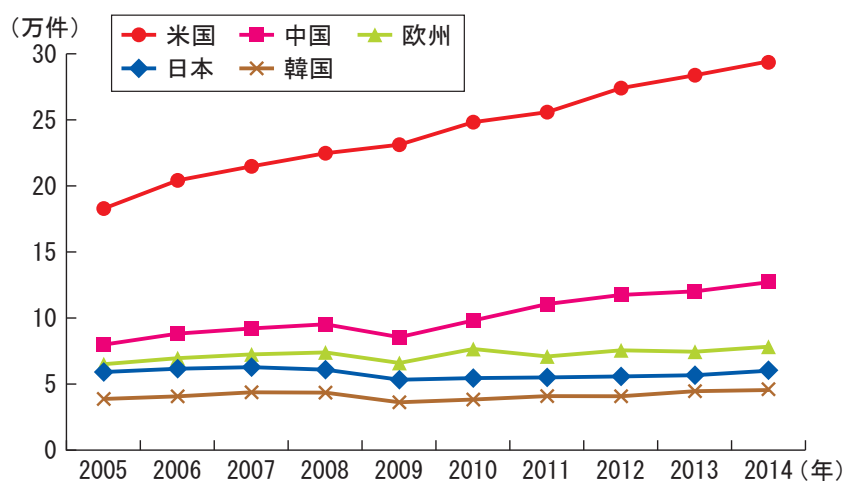
(備考)・IN(インド)、HK(香港)、SG(シンガポール)、TH(タイ)、MY(マレーシア)、VN(ベトナム)、AU(オーストラリア)、NZ(ニュージーランド)、CA(カナダ)、MX(メキシコ)、BR(ブラジル)、CL(チリ)、PE(ペルー)、RU(ロシア)、EA(ユーラシア特許庁)、EG(エジプト) への2014年の出願件数に基づく。

・欧州からの出願は、EPC加盟国の居住者による出願。

・ユーラシア特許庁の居住者による出願は、EAPC(ユーラシア特許条約)加盟国の居住者による出願。

(資料)WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

3-1-6 図 五大特許庁における海外からの特許出願件数の推移



(資料)WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

## (2)各国・地域で進む知的財産環境の整備

企業活動がグローバル化するなか、各国・地域の知財庁等は、知的財産分野における種々の課題を考慮し、様々な取組を行っている。

例えば欧州においては、欧州特許制度改革の動きが活発であり、単一効特許制度や統一特許裁判所の導入に向け着実に前進している。

中国においては、専利法改正に関し、1993

年の第一次、2001年の第二次、2009年の第三次に続く第四次改正に向けた検討が進められている。第四次改正については、専利保護の強化、専利活用の促進、専利水準の向上等の観点から検討が行われている。

さらに、シンガポールにおいては、アジアにおける知的財産の拠点となることを目指す「知的財産ハブ計画」が掲げられるなか、シンガポール知的財産庁がASEANの知的財産庁として初めて国際調査機関 (ISA)・国際予備審

査機関（IPEA）として稼働を開始するなど、知的財産制度の整備が急速に進んでいる。

このように、各国・地域は、企業活動のグローバル化に対応するように、各々の知的財産制度がユーザーにとってより魅力的になるよう整備を進めている。

### (3)標準必須特許を巡る動向

経済のグローバル化や製品のモジュール化等の進展に伴い、形状、互換性等に関する統一的なルール、すなわち標準規格の必要性が増している。このような状況の中、企業にとって特許発明を標準規格に組み込むことが、利益を獲得するための一手段として認識されてきていることから、標準規格で規定される機能及び効用の実現に必須となる特許（標準必須特許）が増加している。

特許は、発明を独占実施し得る権利であって、独占を担保する直接的な手段として、差止請求権が認められている一方で、標準規格は、規格を誰でも利用可能にすることを目的に策定されるものである。そのため、標準規格を利用している者に対する標準必須特許に基づく権利行使について、制限する必要性があるとする意見と制限に慎重な意見との両方が存在する。

近年、特に情報通信技術の分野において、スマートフォン市場の拡大を背景として、特許権者が自己の標準必須特許について、標準化団体に対して公平、非差別かつ合理的な条件（FRAND 条件）によるライセンスの意思がある旨を宣言（FRAND 宣言）している特許に基づいて、差止請求権を行使する事例が発生している。

#### ①各国における判決等

こうした事例に関する判決等が各国において示され始めている。

我が国においては、サムスン社が保有するスマートフォンに関する特許（データ通信方式

に関する標準規格を構成する、いわゆる「標準必須特許」であって、FRAND 宣言されたもの）に関し、サムスン社が当該特許権に基づいてアップル社の事業の差止等を求める訴訟が提起された。知的財産高等裁判所は2014年5月16日、FRAND 宣言された標準必須特許に基づく差止請求権の行使を無制限に許すことは、標準必須特許保有者に過度の保護を与え、特許発明に係る技術の幅広い利用を抑制させ、特許法の目的である「産業の発達」を阻害するとし、FRAND 条件によるライセンスを受ける意思を有する者に対する当該差止請求権の行使は権利の濫用に該当し許されないとする判決<sup>1</sup>を下した。公正取引委員会は、標準規格必須特許を有する者による差止請求訴訟の提起等の問題について調査を実施し、2016年1月21日、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」に標準規格必須特許を有する者による差止請求訴訟の提起等に係る独占禁止法上の考え方を追加する一部改正を公表した<sup>2</sup>。

米国においては、モトローラ・モビリティ社の特許権をアップル社が侵害したとして、当該侵害行為の差止等を求める訴訟が提起された。侵害されたとする特許権にはモトローラ・モビリティ社がFRAND 宣言していた標準必須特許が含まれていた。2012年6月22日のイリノイ州東部地区連邦地方裁判所の判決では、被疑侵害者が特許権者のライセンス提案を拒絶したとしても、それはその特許権者の提案以上のロイヤリティ支払いのリスクを被疑侵害者が負うことになるだけであり、特許権者はFRAND 条件でのライセンスを行う義務から免れられるわけではないと述べ、FRAND 宣言された標準必須特許に基づく差止は原則として認められないとの判断が示された。控訴後の2014年4月25日の連邦巡回区控訴裁判所における判決では、FRAND 宣言された標準必須特許について差止請求が原則として出来ないとする解釈は失当であること、イーベイ事件<sup>3</sup>の最高裁判決で衡平法上の原則に

1 [http://www.ip.courts.go.jp/hanrei/g\\_panel/](http://www.ip.courts.go.jp/hanrei/g_panel/)

2 コラム29参照。

3 eBay Inc. v. MercExchange, L.L.C., 547 U.S. 388 (2006)

則って示された4要件<sup>1</sup>が満たされているか否かを考慮して、差止の是非が判断されるべきであることが示された。

欧州においては、中国の二大通信機器メーカーであるファーウェイとZTEとの間で、次世代移動体通信システムに係る技術標準の一つであるLTE (Long Term Evolution) 標準の必須特許をめぐる、ドイツのデュッセルドルフ地方裁判所で争われていた事件に関し、2013年3月に「市場における支配的地位の濫用」を禁止するEU運営条約(TFEU)第102条に基づく標準必須特許侵害に係る救済の在り方に関する指針の予備的判決を求めて欧州連合司法裁判所(CJEU)に対し質問を付託していたところ、2015年7月16日、CJEUによる予備的判決が示された。この予備的判決において、CJEUは、標準化機関に対しFRAND条件によるライセンスを確約していた標準必須特許権者が、被疑侵害者に対して当該標準必須特許とその侵害の態様を示して事前に警告し、FRAND条件に基づくライセンスを受ける意思を示す被疑侵害者に対して、特に、実施料及びその算定方法を特定して、具体的な、書面によるライセンスの申出を行っており、他方で、その被疑侵害者が、当該特許の使用を継続し、標準必須特許権者の申出に対して、真摯に、当該分野で広く認められた商慣行に従い、誠実に応答するのを怠っていた場合には、標準必須特許権者による標準必須特許の侵害差止を求める提訴は市場の支配的地位の濫用には当たらない旨を判示した。

中国、韓国においては、近年、競争法当局による知財ガイドライン等において、標準に関する特許の競争法上の取扱いについて規定する動きが見られる。中国では、2015年4月、国家工商行政管理総局が「知的財産権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規程」を公表し、同年8月1日より施行されている。

本規程は全19条からなり、標準規格内の知的財産権行使による独占行為を含め、独禁法違反に該当する知財権濫用の行為を具体的に定めている。また、韓国においては、2014年12月に韓国公正取引委員会が「知的財産権の不当な行使に対する審査指針」を改訂した。本改訂審査指針において、標準必須特許の定義、標準必須特許権者による特許権の濫用行為等について規定を追加した。しかし、本改訂審査指針の中で「事実上標準特許」保有者の特許権行使に対する違法性の判断基準が特許権への過度な制限と解釈されかねない、との意見が提起されたことを受け、2015年12月、韓国公正取引委員会は「標準技術」や「標準必須特許」の定義規定を補完するなどの改正を行う改正案に関する行政予告を実施した。

標準必須特許に基づく差止請求等の権利行使の制限に関する判決の数は、依然として多くない。そのため、今後示される判決等により各国における当該制限に関する考え方が整理されていくと考えられる。

## ②標準化機関における議論

上記のようなFRAND宣言された標準必須特許に関わる問題の発生を未然に防ぐため、近年、標準化機関(標準規格を策定する機関)においてパテントポリシー(特許権の取扱いに関する規定)を改定しようとする動きがある。

例えば、無線通信と電気通信分野における標準を扱う国連の標準化機関である国際電気通信連合(ITU)においては、標準必須特許に基づく差止が認められるか否かに関して、原則可とする陣営と原則不可とする陣営との間で活発な議論がなされている。

原則可とする陣営案では、差止が認められないのは、権利者により定義される要件<sup>2</sup>を実施者が満たした場合のみとされている。これに対し、原則不可とする陣営案では、差止が認めら

1 イーベイ事件の最高裁判決で示された差止を認容するための4要件は、以下の通り。

①その侵害行為によって、原告に回復不能の損害が発生していること  
②金銭賠償では不十分であること  
③原告・被告の負担のバランスを考慮すること  
④公共の利益が差止によって害されないこと

2 守っていれば差止を受けないことが保証される一連の要件は、「セーフハーバー」と呼ばれている。



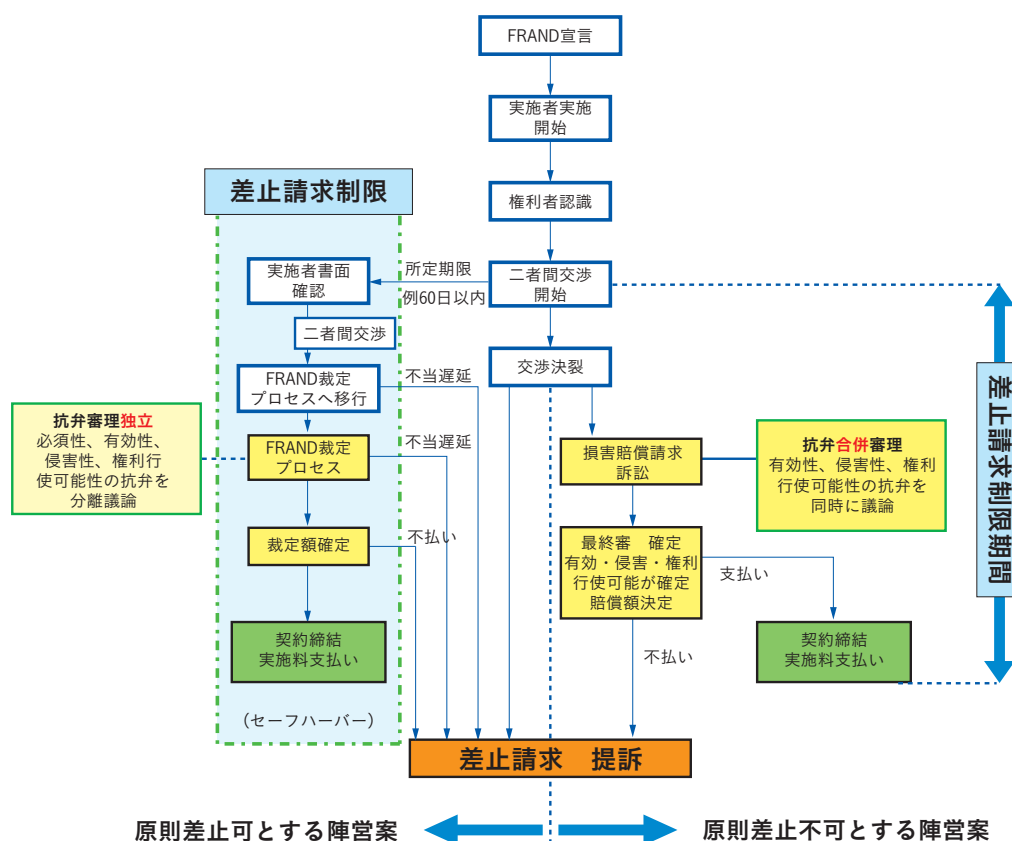
れるのは「裁定プロセス」（裁判又は相互に合意した仲裁）で決められた確定損害賠償額を実施者が支払わない場合等のみとされている。

このような中、標準化機関である米国電気電子学会（IEEE）では、2015年3月にパテントポリシーの改訂が正式に承認され、発効した。改訂されたパテントポリシーでは、差止

請求の制限等について規定がなされたものの、標準必須特許に基づく差止を原則可とする陣営を中心に異議が出されるなど、議論が続いている状況である。

上記のように、標準化機関における議論は依然として活発で決着を見ておらず、今後の行方が注目されている。

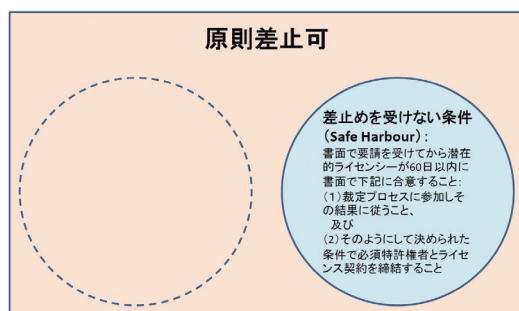
3-1-7 図 標準必須特許に基づく差止を原則可とする陣営案と原則不可とする陣営案との比較



3-1-8 図

標準必須特許に基づく差止を原則可とする陣営案の概念図

原則差止可、差止を受けない条件を限定的に明示

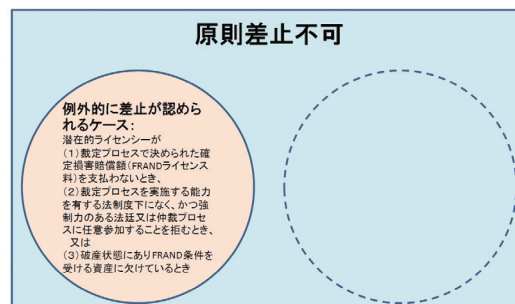


(裁定プロセスは侵害性、有効性、権利行使可能性及び必須性について言及不要……別途対応しても良い。)

3-1-9 図

標準必須特許に基づく差止を原則不可とする陣営案の概念図

原則差止不可、例外的に差止が認められるケースを限定列举



(裁定プロセスは侵害性、有効性、権利行使可能性(及び必須性)についても解決しななければならない)

## Column 29

## 公正取引委員会「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」の一部改正

知的財産制度と競争政策の基本的な関係として、我が国の独占禁止法は、知的財産権の行使と認められる行為を同法の適用除外とする（同法第21条）一方、どのような行為が知的財産権の行使として認められるかについては、公正取引委員会が解釈を示した「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（2007年9月28日公表）<sup>1</sup>（以下、「知財ガイドライン」）及び「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」（2005年6月29日公表）が策定・公表されており、企業等におけるライセンス契約等の参考とされてきました。

一方、特に通信分野において、規格の実施に当たり必須となる特許（標準必須特許：SEP）が増加しており、一つの標準規格に多数の特許技術が含まれる状況が生じています。特許は、発明を独占実施し得る権利である一方で、標準規格は、規格を誰でも利用可能にすることを目的に策定されるものです。そのため、標準化団体が定めるパテントポリシーでは、標準必須特許権者に対して FRAND（Fair, Reasonable, and Non-discriminatory）条件によるライセンスを義務付けていますが、近年、FRAND 条件によるライセンスの意思がある旨の宣言している特許に基づいて権利行使し、訴訟等で争われる事例が世界各地で生じています。

標準必須特許の権利行使に関する主な問題として、標準規格が策定され普及した後に、標準必須特許権者が権利を主張して実施者に対して不当に高額なロイヤリティを要求する「ホールドアップ問題」について指摘がある一方、実施者が、ライセンス取得が不要であると主張したり、ライセンス交渉に応じなかったり、意図的に議論を遅延させてライセンス取得を拒むもしくはロイヤリティ支払いを遅延させる「ホールドアウト問題」の存在についての指摘もあります。

従前より、標準必須特許に関する問題に係る独占禁止法上の考え方についても、基本的には上記の指針等に沿って公正取引委員会において判断されるものでしたが、上記の指針等では、標準必須特許を有する者による差止請求訴訟の提起といった、外形上、権利の行使とみられる行為に関する記載は限られていました。そのため、公正取引委員会は、標準必須特許を有する者による差止請求訴訟の提起等の問題について調査を実施し、当該調査結果を公表するとともに、知的財産ガイドラインに考え方を追加する一部改正案を2015年7月8日に公表し、同年8月6日を期限として、関係各方面から広く意見を求めました。本意見募集においては、本改正案に対して、学者、事業者、団体、弁護士、弁理士等より54件の意見が提出されました。公正取引委員会では、提出された意見を検討し、改正案を一部修正した上で、2016年1月21日、提出された意見の概要及びそれに対する公正取引委員会の考え方とともに公表しました<sup>1</sup>。

公正取引委員会では、知的財産ガイドラインを十分に周知し、事業者及び事業者団体の独占禁止法違反行為の未然防止とその適切な活動の展開に役立てるとともに、引き続き、独占禁止法を適正に運用していくこととしています。

<sup>1</sup> <http://www.jfto.go.jp/houdou/pressrelease/h28/jan/160121.html>

## 2 米国における動向

米国では、2014年の中間選挙で、共和党が圧勝し、上院・下院ともに共和党が多数党になった。これに伴い、上下院の司法委員会は、何れも特許制度改革を唱える Chuck Grassley 議員（共和党、アイオワ州）と Bob Goodlatte 議員（共和党、バージニア州）が委員長として率いることとなり、今後の特許制度改革の動向に注目が集まっている。

米国特許商標庁（USPTO）においては、2013年1月に前長官 David Kappos 氏が退任してから空席となっていた長官ポストに、副長官であった Michelle K. Lee 氏が2015年3月に着任した。同庁における歴史の中で女性長官は初めてである。

新体制となった USPTO は、特許の一時審査未着手件数の削減等に向けて人員・予算を積極的に増大させるとともに、品質向上に向けた新たな取組を打ち出している。

本節では、我が国との関係に加え、米国における近年の知的財産政策の動向及び USPTO の各種取組について紹介する。

### (1) 我が国との関係

特許の分野では、日本国特許庁（JPO）と USPTO との間で、特許審査ハイウェイ、国際審査官協議等を通して緊密な協力関係を築いている。さらに、JPO と USPTO は、(i) 2015年7月1日から、米国が受理した PCT 国際出願の一部について、国際調査・国際予備審査を我が国が実施（我が国による国際調査・国際予備審査の「管轄国」を米国に拡大）し、(ii) 2015年8月1日から日米協働調査試行プログラム<sup>1</sup>を開始している。また、日米欧三極特許庁会合、日米欧中韓五大特許庁会合といった多国間の枠組みにおいても、制度調和を始めとする種々の分野において連携を取っている。

意匠の分野では、意匠審査官協議や意匠分類専門家会合等を通じて、主要な実体審査国である日米両国の審査実務や意匠分類に対する理解を深め、緊密な協力関係を築いている。さらに、2016年2月には、JPO と USPTO との間で意匠分類協力覚書を締結した。また、2015年12月には、日米欧中韓による初めての意匠五庁会合（ID5）を開催し、多国間の枠組みでも協力を進めている。

商標の分野では、2001年から推進してきた日米欧の三極協力を発展させ、2012年から日米欧中韓の商標五庁の枠組み（TM5）による協力を実施している。

### (2) 近年の知的財産政策の動向

#### ① 米国イノベーション戦略

米国では、オバマ大統領のイニシアティブの下、2009年に米国イノベーション戦略（「A Strategy for American Innovation」）を策定している。この戦略は、昨今の景気停滞からの回復や今後の持続的成長のためにはイノベーションが重要であるとして、米国の将来に向けたイノベーション推進のためのビジョンや戦略、政策を提示したものである。

同戦略では、知的財産権に関し、海外市場における確実な知的財産保護の必要性や、米国技術の競争力を発揮するため、国際標準に対する協力の強化に言及している。また、同戦略では、特許に値しないものは拒絶する一方で、イノベティブなものには質の高い特許を付与することが必要であるとし、そのために必要なリソースや権限を USPTO に対し与えることを求めている。さらに、特許制度改革を大統領の公約の一つとして掲げている。

また、2011年に改訂された同戦略においても、特許制度改革の重要性を強調するとともに、知的財産権のエンフォースメントも重要であるとして、知的財産執行調整官（IPEC）による初の模倣品・海賊版対策に係る共同戦略プランの発表や、偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）交渉について言及している。

1 <https://www.jpo.go.jp/seido/tokkyo/tetuzuki/shinsa/zenpan/nichibei.htm>



## ②米国特許法改正

米国における特許制度は、先発明主義、限定的な出願公開制度、後願排除効の言語差別（いわゆる「ヒルマードクトリン<sup>1</sup>」の問題）等、世界的にも特異な制度を有するものであったが、2011年の米国発明法（「アメリカ・インベンツ・アクト」）成立により、先願主義への移行、ヒルマードクトリンの撤廃、新たな行政上の特許取消手段（特許付与後レビュー）の導入等、大幅な制度改正を行った。

以下、主な改正項目について紹介する。

## a. 先願主義の導入

（2013年3月16日施行）

- ・ 先行技術の範囲について、これまで公知・公用発明は米国内のみに限定されていたが、改正後は世界公知・公用まで拡大する。
- ・ 先願主義への移行に伴い、インターフェアランス手続<sup>2</sup>を廃止し、真の発明者を決定する手続（「デリベーション手続」）を導入する。
- ・ グレースピリオド<sup>3</sup>の規定は日欧と異なり、自身の発明開示後であって、自身の出願前に独自発明の第三者が同一発明を出願又は開示した場合であっても、自身の出願は当該第三者の出願又は開示による影響を受けない（いわゆる「先発表主義」）。

なお、先願主義への移行に先立って、USPTOは、2013年2月14日に先願主義に関する施行規則及び審査ガイドラインを公表した。

先願主義のルールが適用されるか否かは、それぞれのクレームが有する有効出願日で判断される。すなわち、全てのクレームの有効出願日が2013年3月16日以降の出願は、当然に先願主義のルールが適用されるが、2013年3月16日以前の出願であっても、2013年3月16日以降の米国出願に新規クレームが一つでも含まれている場合は、全てのクレームに対して先願主義のルールが適用されることになる。

そのため、2013年3月16日より前の優先日を有する同日以降の出願等が、同日以降の有効出願日を有するクレームを含む場合は、その旨の書面を出願から4か月以内に提出することが規定された。

## b. 後願排除効の言語差別（ヒルマードクトリン等）の撤廃

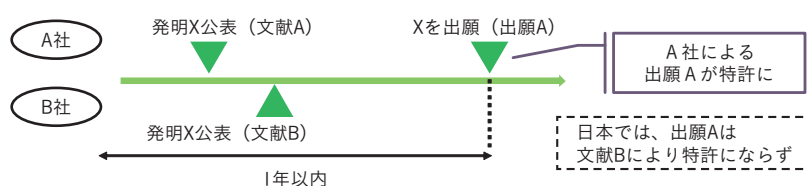
（2013年3月16日施行）

- ・ 後願排除効の言語差別（ヒルマードクトリン等）を規定していた条文が削除された。

c. 特許付与後レビュー（Post Grant Review）  
（2012年9月16日施行）

- ・ 利害関係者であれば特許付与の日から9か月以内に特許の取消を申し立てることができる。
- ・ ただし、ビジネス方法特許に関しては、特許付与後9か月以上を経た場合でも申立可能（法施行後8年間で廃止される（sunset条項））。

3-1-10 図 先発表主義的グレースピリオド



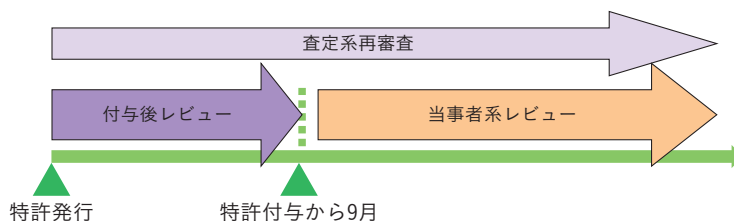
1 米国以外の国にした特許出願を基礎にして優先権を主張して米国へ出願した場合、その出願に基づき後日同様の発明に関して米国に出願した他人に対し特許を与えないとする効果（後願排除効）は、その出願の米国への出願日から発生し、優先日まで遡らないとする判例に基づいた米国の法理。  
2 同一発明をクレームした出願人が複数いた場合に、先発明者を特定する先発明主義特有の制度。  
3 発明の公表から特許出願するまでに認められる猶予期間。

- ・請求理由としては、新規性、非自明性以外に、明細書記載要件（ベストモード要件は除く）についても申立が可能となる。
- ・レビュー開始要件は、「特許無効である可能性が50%より大きいこと（more likely than not）」である。

- ・レビューは、改正法で創設される特許審判部（「Patent Trial and Appeal Board」）により行われる。

なお、特許審判部は2014年8月5日に特許付与後レビューの申請を初めて受理した。2015年度の受理件数は11件となっている。

3-1-11 図 特許付与後の手続の概要



#### d. 当事者系レビュー（Inter Partes Review）

（2012年9月16日施行）

- ・以前の当事者系再審査（Inter Partes Reexamination）の名称を改めたもの。
- ・利害関係者であれば、申立は特許付与後9か月以降又は特許付与後レビューが終了した日のいずれか遅い日以降に特許の無効を申し立てることができる。
- ・請求理由としては、刊行物の提示による新規性、非自明性のみである。
- ・レビュー開始の認定要件は、特許無効であるという「reasonable likelihood（合理的蓋然性）」<sup>1</sup>があることとされる。
- ・ただし、特許侵害訴訟の訴状受理後1年経過した場合、当該レビューは行われない。
- ・レビューは、改正法で創設される特許審判部（Patent Trial and Appeal Board）により行われる。

なお、当事者系レビューの申請件数は、2013年度は514件だったのに対し、2014年度は1,310件、2015年度は1,737件と増加を続けている。

#### e. 第三者による情報提供

（2012年9月16日施行）

- ・USPTOに係属中の特許出願について、第三

者による情報提供を認めることが法定化された。

- ・提出できる期間は、特許査定前まで、又は出願公開から6月若しくは最初の拒絶の日のどちらか遅い方までとされる。

#### f. 補充審査制度

（2012年9月16日施行）

- ・特許権者が、自己の保有する特許に影響を与えると考える情報をUSPTOに提供し、補充審査を受けることができる。
- ・特許権者のみが請求可能であり、また、陳述書の提出はできない。
- ・追加提出された情報が補充審査の結果、特許性に影響を与えないと判断された場合、当該情報は、後に提起された訴訟において不正行為（inequitable conduct）の証拠から除外される。

#### ③米国発明法の修正法

（2013年1月14日施行）

2013年1月14日、オバマ大統領は、2011年9月に成立した改正特許法を技術的に修正する法案に署名し、成立した。

今回成立した法律は、誤記と思われる部分の修正や改正特許法で明記されていなかった施行日を規定するなど、「技術的修正」となっ

1 付与後レビューの開始要件である“more likely than not”よりも緩いものと解釈されている。

ている。

以下、法律の概要について紹介する。

#### a. 当事者系レビュー (Inter Parties Review)申請時期の拡大

米国発明法の規定では、当事者系レビューの申請は、特許付与後9か月を経過してからとされており、特許付与後9か月までは特許付与後レビュー (Post Grant Review) にて対応することとされている。しかし、特許付与後レビューは対象出願が改正法適用出願 (先願主義適用出願、2013年3月16日以降の出願) に限られているため、一次審査通知までの期間を考慮すると、当事者系レビューが施行された2012年9月16日以後数年間は、特許後9か月の空白が生じることとなっていた。

そこで、この法律ではその空白を無くすべく、旧法適用出願 (先発明主義適用出願) に関しては、特許付与後9か月を経過しなくても、当事者系レビューが請求できると規定している。

#### b. 宣誓書等の提出期限の明確化

米国発明法の規定では、特許許可は、宣誓書、宣言書、代替陳述書、譲渡証明書を提出した場合に通知することができると定められていた。この法律では、当該書面は特許料金支払前に提出することを義務づけるように変更している。

#### c. 真の発明者を決定する手続(デリベーション手続)の申請期限の変更

米国発明法の規定では、真の発明者を決定する手続 (デリベーション手続) を申し立てることができる期間は、冒認したクレームの出願の最初の公開日から1年とされていた。そして、この規定の文言上、冒認した発明をクレームせずに明細書に含めておき、当初クレームの公開後1年経過してから冒認した発明をクレームに追加した場合には、現行規定の対象外となる可能性があるとされていた。そこで、この法律では、真の発明者を決定する手続 (デリベーション手続) の申立は、冒認さ

れた発明がクレームされて特許または公開されてから1年以内に行わなければならないとしている。

#### d. 特許諮問委員会、商標諮問委員会

委員の任命に関する条項を修正し、12月1日からの3年間とすることや、欠員が出た場合は90日以内に補充されること、そしてその補充で入った委員の任期は前任者の残り期間となること等を規定している。

#### e. USPTO収入の使途の柔軟化

米国発明法の規定では、特許関係で徴収した料金は特許関係業務のみ、商標関係で徴収した料金は商標関連業務のみに費やすこととされていたが、この法律でその制限を撤廃した。

### ④ジュネーブ改正協定及び特許法条約実施法

2012年12月18日、オバマ大統領はハーグ協定のジュネーブ改正協定及び特許法条約実施法案に署名し、同法が成立した。

#### a. ジュネーブ改正協定関連部分

意匠特許に関して、ジュネーブ改正協定の批准に向けて、権利の保護期間が14年から15年に延長されること等を規定している。また、ジュネーブ改正協定の実施のため、2015年4月2日、官報にて施行規則の最終版を公表した。

この施行規則改正案では、

- ・国際意匠出願の形式
  - ・USPTOへの国際意匠出願・米国を指定した国際意匠出願の出願日に関する取扱い
  - ・米国を指定した国際意匠出願が国際公開された後の仮の保護・権利期間の取扱い
- 等が規定されている。

米国政府は、2015年2月13日に、ジュネーブ改正協定の批准書を世界知的所有権機関 (WIPO) 事務局長に寄託し、同年5月13日、ジュネーブ改正協定が米国で発効した。

## b. 特許法条約関連部分

通常の特許に関して、特許請求の範囲の提出がなくても出願日を確保することや、先に提出された出願の引用を当該出願の明細書及び図面と置換すること、優先権の回復を認めること等が規定されている。また、特許法条約実施のため、2013年10月21日、官報にて施行規則の最終版を公表した。

この施行規則案には、

- ・ 通常出願においてはクレームが無くても出願日の確保ができる（なお、これまでも仮出願においてはクレームが無くとも仮出願日は確保可能）
- ・ 過去の出願書類に追加する形態（by reference）で、クレーム等を所定期間内に補充することができる
- ・ （所定期間内に手続きを取らなかったこと等により）取下げとなった（abandoned）出願や、維持年金の未払いが意図したものでない場合に当該出願や権利を回復できる
- ・ 優先権主張期間（12か月、意匠特許の場合は6か月）を経過した場合でも、それが意図されたものでない場合は、2か月以内であれば請願（petition）を提出することによって回復できる
- ・ 仮出願に関しても、上記同様、それが意図されたものでない場合は、2か月以内であれば請願（petition）を提出することによって回復できる
- ・ 特許期間の延長に関し、出願後8か月以内に（方式違反等によって）実体審査に入ることができない場合は、8か月以降（実体審査に入ることができるまでに）費やした期間分は、特許期間の延長分から削除される等が述べられている。

そして、USPTOは、2012年特許法条約実施法（Patent Law treaties Implementation Act of 2012）に関連する法律、規則及び実務の変更や、2015年5月に発効したジュネーブ改正協定に対応する修正及び最近の商標の判例に対応するため、2015年11月に特許審査便覧（Manual of Patent Examination

Procedure :MPEP）、2015年10月に商標審査便覧（Trademark Manual of Examining Procedure :TMEP）をそれぞれ改訂した。

## ⑤「2013年知的財産執行共同戦略計画」

2010年6月に初めて策定された知的財産執行共同戦略計画を改定するものとして、2013年知的財産執行共同戦略計画が公表された。これは、商務省、農務省、国防総省、司法省、国土安全保障省、米国通商代表部（USTR）、著作権局等の幅広い連邦機関の協力を得て策定されている。

2013年版共同戦略計画は、知的財産の侵害等が米国経済及び国際競争力に深刻な脅威をもたらすことから、知的財産の執行を強化するとの認識の下、

- ・ 米国の雇用創出
  - ・ 米国企業の国際競争力の促進
  - ・ 公衆衛生及び安全性の確保
  - ・ 米国市民の権利の保全
- を重視、さらに、
- ・ 特許訴訟制度の濫用
  - ・ 海外政府による市場アクセスの制限
  - ・ 新技術がもたらす問題（携帯端末のアプリケーション、3D印刷）

等を、今後の議論が必要な項目として挙げている。

その上で、次の6分野における具体的なアクションを定めている。

## (i) 連邦政府による模範指導

- ・ 政府調達サプライチェーンを模倣品から保護する。
- ・ 連邦政府が合法ソフトウェアを使用するようにする。

## (ii) 透明性と民間へのアウトリーチ

- ・ 知的財産政策の策定及び国際交渉における透明性を向上させる。
- ・ 法執行に関するステークホルダーとのコミュニケーションを向上させる。
- ・ 国際貿易委員会（ITC）による差止処分 of 執行手続を評価する。
- ・ （他者の著作権物を利用する）作家



(authors) に対して、公正使用 (Fair Use) について教育する。

- ・公共における（知的財産権侵害行為についての）認識を向上させる。

### (iii) 効率性と連携の確保

- ・知的財産権を保護するための国家レベルでの執行の取組を向上させる。
- ・最先端技術と専門知識を活用し、執行の有効性を向上させる。
- ・海外駐在職員による効果を向上させる。
- ・海外諸国に対するキャパシティビルディング及びトレーニング活動を調整する。
- ・（小額訴訟の仲裁制度等）権利行使における（訴訟以外の）代替手段を検討する。

### (iv) 国際的権利執行

- ・海外の執行機関との連携を強化する。
- ・国際機関を通じた知的財産執行を強化する。
- ・通商政策を通じて、米国の知的財産執行を促進する。
- ・米国の知的財産権を侵害する海外又は海外によりコントロールされているウェブサイトに対抗する。
- ・ICANN において知的財産を保護する。
- ・海外市場における米国の小企業、中小企業をサポートする。

### (v) サプライチェーンの保護

- ・国土安全保障省による国境における模倣品の特定に関する情報共有を拡大する。
- ・国際便や速達サービスを使って郵送される模倣品への対策を拡大する。
- ・インターネット上の知的財産侵害と違法

医薬品を減少させるための自主的な取組を促進する。

- ・模倣医薬品・医療機器に対抗する。

### (vi) データ重視型政府

- ・執行を改善することを目的とした法律改正の必要性を確認するため、国内法を包括的に見直す。
- ・知的財産を重視する産業界の経済効果を評価する。
- ・知的財産執行活動に費やした政府のリソースを監督する。

## ⑥ スペシャル 301 条<sup>1</sup> 報告書

米国通商代表部 (Office of the United States Trade Representative: 以下 USTR) は、2015 年 5 月に「2015 年スペシャル 301 条報告書」(以下レポート) を公表した<sup>2</sup>。

レポートは 1974 年米国通商法 182 条に基づき、知的財産権保護が不十分な国や公正かつ公平な市場アクセスを認めない国を特定するもので、警戒レベルには高い順に「優先国」、「優先監視国」、「監視国」の 3 段階があり、「優先国」に特定されると調査及び相手国との協議が開始され、協議不調の場合には対抗措置(制裁) への手続が進められる。

本報告書において、我が国は、①デザインのハーグ条約を批准している国、② TPP の参加国③ WTO の枠内での取組を行った国、④偽造品の取引の防止に関する協定 (ACTA) の署名国⑤ USPTO とのパートナーシップを有する国、として記載されている。

### 3-1-12 図 スペシャル 301 条レポート指定国 (2015 年)

| 優先国 | 優先監視国                                                                       | 監視国                                                                                                                                                    | 306 条監視国 <sup>3</sup> |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| -   | アルジェリア、アルゼンチン、チリ、中国、エクアドル、インド、インドネシア、クウェート、パキスタン、ロシア、タイ、ウクライナ、ベネズエラ (13 か国) | バルバドス、ベラルーシ、ボリビア、ブラジル、ブルガリア、カナダ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エジプト、ギリシャ、グアテマラ、ジャマイカ、レバノン、メキシコ、パラグアイ、ペルー、ルーマニア、タジキスタン、トリニダードトバゴ、トルコ、トルクメニスタン、ウズベキスタン、ベトナム (24 か国) | 中国、パラグアイ              |

1 1974 年通商法 301 条 (貿易相手国の不公正な慣行に対して当該国との協議と制裁について定めた条項) の知的財産権についての特別版であるところから、スペシャル 301 条と呼ばれる。

2 <https://ustr.gov/sites/default/files/2015-Special-301-Report-FINAL.pdf>

3 1974 年通商法 306 条に基づき、米国の貿易相手国として、米国との通商問題における改善措置や協定等の履行義務が USTR によって監視される国。



### (3)特許制度改革の動向

米国では、根拠のないデマンドレター（警告状）を大量に送り和解金を得るといった特許訴訟を悪用する者（いわゆる「パテントトロール」）による訴訟件数が増加し、大企業のみならず、小企業やエンドユーザーまでもが訴訟に巻き込まれ、さらに、訴訟において事業者側が証拠開示等によるコスト負担を一方的に強いられる事態が多発している。

大統領府の「National Economic Council」および「Council of Economic Advisers」が、2013年6月に発表した「Patent Assertion and U.S. Innovation<sup>1</sup>」では、パテントトロールによる訴訟件数は、過去2年で3倍となり、知的財産侵害訴訟における割合も、29%（2010年）から62%（2012年）となったことが示され、パテントトロール対策として、

- ・新規性及び進歩性のハードルを高くし、明確な特許権とする。
- ・特許権者とその技術を使用する者との間の訴訟コスト不均衡を是正する。
- ・新しい技術や新しいビジネスモデルに対してイノベーションシステムの適合性向上を図る。

ことが重要であると指摘された。

これを受け、オバマ政権は、2013年6月4日、「White House Task Force on High-Tech Patent Issues<sup>2</sup>」と題した、パテントトロール対策を打ち出した。この中で「悪質な訴訟に関して、裁判所が、敗訴側に（勝訴側の）弁護士費用の負担を命じる裁量権を拡大する」、「訴訟前に被疑侵害者に提示される要求書（デマンドレター）を公開し、検索可能とすることで、これの公開を動機付けし、透明性を高める」等の、議会における七つの立法提言と、「機能的クレームの制限」や「エンドユーザー支援」といった行政府における五つの対応が述べられている。

この立法提言を受け、米国議会では、第113議会において、複数の特許改革法案が提

出された。中でも、下院司法委員長のGoodlatte議員が上程した「Innovation Act<sup>3</sup>」（H.R.3309）は、以下に示すような事項を含むものであり、2013年12月5日に賛成325対反対91で下院本会議を通過したものの、上院では、訴訟費用の敗訴者負担等、幾つかの項目で折り合わず、上院司法委員会での採決に至らなかった。

「Innovation Act」（H.R.3309）の概要

#### ①訴訟提起時のハードルを上げる

訴訟提起時に、侵害されている特許番号及びクレームを述べ、侵害している製品の製品番号等により製品を特定するとともに、その製品が特許クレームを侵害している内容等についての説明をする。

#### ②訴訟コストの敗訴者負担

裁判所は、例外的な状況にある場合等を除いて、当事者が本質的に正当な行動を取っていない場合に、敗訴者に対して合理的な費用や当該行動によって発生した費用を敗訴者に負担させる。敗訴者がその支払いができない場合、その関係者に負担を求めることができる。

#### ③原告の利害関係者の併合

訴訟において特許権侵害を主張された当事者（被告）に、訴訟費用が支払われることが認められたが、原告がその支払いができない場合に、原告の利害関係者（親会社やライセンス関係にある会社等）の併合を被告が申し立てた場合、裁判所はこれを認める。

#### ④ディスカバリの制限

特殊な場合を除いて、クレーム解釈が決定するまでは、そのために必要なディスカバリのみに限定される。

#### ⑤デマンドレター

根拠のないデマンドレターは故意侵害の証拠とはならない。

#### ⑥利害関係者の開示

原告は、裁判所とUSPTO、相手方に対して利害関係者を開示しなければならない。

1 [https://www.whitehouse.gov/sites/default/files/docs/patent\\_report.pdf](https://www.whitehouse.gov/sites/default/files/docs/patent_report.pdf)

2 <https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2013/06/04/fact-sheet-white-house-task-force-high-tech-patent-issues>

3 <https://www.congress.gov/113/bills/hr3309/BILLS-113hr3309rfs.pdf>

## ⑦顧客に対する訴訟の中断

ある製品等の顧客が特許侵害訴訟の被告となっており、特定の条件を満たした場合、申立により顧客に対する訴訟を中断する。

## ⑧AIA（改正特許法）の改善と技術的修正

付与後レビュー（Post Grant Review, PGR）における禁反言（estoppel）条項の緩和、クレーム解釈を、USPTOの基準である「合理的に最も広く解釈（broadest reasonable interpretation）」するものから、裁判所の基準である「当事者が通常想起する意味として解釈」するものに変更する。

2015年に入り新たに第114議会が始まり、上下院双方で、特許制度改革法案が次々に上程された。主なものを挙げると、下院では、2015年2月5日に、前議会で本会議を通過した「Innovation Act」（H.R.9）が、修正無しで下院司法委員会にあらためて上程され、2015年6月11日に一部修正された法案が賛成24対反対8で可決された。上院では、2015年3月3日にChris Coons上院議員が、「Support Technology and Research for Our Nation's Growth (STRONG) Patents Act<sup>1</sup>」（S.632）を上院司法委員会に上程した。なお、「STRONG Patents Act」は、特許付与後の手続（当事者レビュー（IPR）および付与後レビュー（PGR））の改革や悪質なデマンドレターの制限を柱とするものであり、訴訟費用負担条項は含まれていない。

上院では、さらに、2015年4月29日にChuck Grassley委員長らが「Protecting American Talent and Entrepreneurship (PATENT) Act<sup>2</sup>」を上程した。この法案は、Innovation Act（H.R.9）と同様、訴状基準の厳格化、対顧客訴訟の保留、ディスカバリ手続の制限、弁護士費用負担、告訴状（デマンドレター）規制、特許保有に関する情報の透明化等を提案しているが、各

条項の内容は、Innovation Actとは異なっている。PATENT Act（S.1137）は2015年6月4日に上院司法委員会において一部修正された法案が賛成16対反対4で可決された。

「Innovation Act」及び「PATENT Act」が法律として施行されるまでには、さらなる両院での調整、本会議での採決、大統領の署名が必要である。Innovation Actの本会議での採決は、ステークホルダーのロビー活動及び議員の働きかけが活発化したことを受けて延期されている。

## (4)連邦民事訴訟規則（Federal Rules of Civil Procedure）の変更

2015年12月1日から連邦民事訴訟規則（Federal Rules of Civil Procedure）が変更された。この変更は、理由もない訴訟が濫発しないよう制限をするものであり、原告と被告の訴訟負担バランスを改善することを目的としている。具体的には、①特許侵害訴訟、著作権侵害訴訟等の訴状として従来使用されてきた付属書式（Appendix of Forms）の削除と「これら付属書式は訴状として充分である（the forms “suffice under these rules”）」という条文の削除<sup>3</sup>、②証拠能力を有する証拠の発見に至る可能性がある情報のディスカバリを認可するという条項を削除し、均衡性テストによりディスカバリ範囲を制限し、③文書開示要請に対する異議に基づき開示を拒否する場合、開示拒否に関する詳細情報の提出を義務付けるというものであり、今後、パテントロール等による行き過ぎた訴訟の低減が期待される。

## (5)USPTOの取組

行政府に対する提言を受け、USPTOでは、審査のスピードに加え、新たに品質向上を目標に掲げ、様々な取組を行っている。

1 <https://www.congress.gov/114/bills/s632/BILLS-114s632is.pdf>

2 <https://www.congress.gov/114/bills/s1137/BILLS-114s1137is.pdf>

3 従来の規則84では、特許訴訟の訴状は、FRCP付属書「Form 18」で記載が求められる情報が含まれていれば受理されるとされていたが、「Form 18」は、原告の氏名、主張する特許の発行日、被告の氏名等、最小限の情報のみを記載要件としていたことから、パテントロールによる訴訟提起を助長する規則であると非難されていた。

### ①2014-2018年度にわたる次期戦略計画

2014年3月、USPTOは、2014～2018年度にわたる次期5か年戦略計画（FY2014-2018 Strategic Plan）を発表した。

公表された戦略計画は、2014年2月20日にオバマ政権が出したパテントトロール対策の拡充の指示を踏まえ、啓発活動関連がより充実したものとなった。近年の特許審査官の大幅増員等によりバックログ数が減少に転じたことや、制度変更による特許審判部の負荷の増大等を受けて、従来の特許審査待ち案件数の減少に主眼を置いたものから、(i) ワークシェアリングの増大や審査処理能力の向上も目標としつつも、特許審査に要する処理期間を最適化する、(ii) 適時性と高品質を提供するために特許審判部（PTAB）を増強する方向となっている。また、ITシステムに関しては、従来の目標と大差はないが、旧来のシステムも安定化(stabilize)させて用いるとしている。さらに、グローバルな知財保護、執行に関しては、明確に中国を特定し、同国での知財保護、執行を改善することとしている。

### ②USPTOの組織

2014年4月に、特許審査ハイウェイや共通特許分類、グローバルドシエ構想等の国際的な特許協力業務を強化するため、特許局長（Commissioner for Patents）の傘下に、国際特許協力室（Office of International Patent Cooperation, OPIC）が設置され、担当副局長（Deputy Commissioner for International Patent Cooperation）が置かれた。

また、2015年2月には、今後の特許品質施策を実行するため、特許品質担当副局長（Deputy Commissioner for Patent Quality）が置かれ、初代特許品質担当副局長として、Valencia Martin Wallace氏が任命された。

2015年3月13日には、副長官であったMichelle K. Lee氏が、商務省知財担当次官

兼USPTO長官として就任した。同氏の長官就任により空席となった副長官として、2015年3月25日に同庁ロッキーマウンテンサテライトオフィス（デンバーオフィス）所長を務めていたRussell Slifer氏がUSPTO副長官に就任した。また、2015年1月には商標局長にMary Boney Denison氏が、2015年7月には特許局長にDrew Hirshfeld氏がそれぞれ就任した。

### ③ファースト・アクションインタビュー試行プログラム

参加者（出願人）に対し、審査官が実施した先行技術文献調査の結果を含む「インタビュー前通知（Pre-Interview Communication）」を受領した後に審査官とのインタビューを実施することで、(i) 出願審査の促進、(ii) 出願人と審査官の意思疎通の促進、(iii) 審査の最初の段階で特許性に関する問題を一つ一つ解決する機会の提供、(iv) 早期の特許化等の多くの利益を提供することを目的としている。

### ④USPTOの料金設定権限

USPTOに対し、各種特許料金の設定権限が与えられた。

USPTOは、2013年1月に米国発明法に対応した新料金を公表した。新料金では、当事者系レビューや査定系再審査等の高額さが話題となっていた項目に関して、2012年10月時点の料金から引き下げられている。

なお、USPTOは、2015年10月に特許関連手数料改定案<sup>1</sup>を発表した。特許諮問委員会（PPAC）<sup>2</sup>が今後本改定案に関する報告書を提出し、これを受けてUSPTOは、規則案を2016年春に、また、最終規則を同年秋に官報で公表し、最終規則の施行を2017年1月までに開始する予定である。

1 [http://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/20151119\\_USPTO\\_PPAC\\_Fee\\_Hearing.pdf](http://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/20151119_USPTO_PPAC_Fee_Hearing.pdf)

2 米国特許法第5条により設置された委員会であり、四半期毎に開催され、USPTOの政策、目標、実績、予算及び手数料を検討し、USPTO長官に助言を与えるとともに、年次報告書を作成し、商務長官、大統領、上下院司法委員会に提出することをミッションとしている。

3-1-13 図 USPTO の 2015 年 3 月 1 日時点の料金と改定案の料金

| 項 目               | 2015 年 3 月 1 日<br>時点の料金 | 改定案の料金   |
|-------------------|-------------------------|----------|
| 出願料金              | \$1,600                 | \$1,720  |
| 3 を超える独立請求項への追加料金 | \$420                   | \$460    |
| RCE 請求料 1 回目      | \$1,200                 | \$1,500  |
| 2 回目以降            | \$1,700                 | \$2,000  |
| トラック I 優先審査       | \$4,000                 | (改定なし)   |
| 維持年金 1 回目         | \$1,600                 | \$1,600  |
| 2 回目              | \$3,600                 | \$3,600  |
| 3 回目              | \$7,400                 | \$7,400  |
| 査定系再審査            | \$12,000                | (改定なし)   |
| 当事者系レビュー          | \$23,000                | \$30,500 |
| 特許付与後レビュー         | \$30,000                | \$38,000 |

### ⑤優先審査(ファースト・トラック)

優先審査(ファースト・トラック)の対象出願について、クレーム数の制限(独立請求項4項、合計30項まで)を設定し、受理件数の上限は当面年度当たり10,000件とされた。また、その手数料は、当初4,800ドルに設定されていたが、2013年3月19日以降、4,000ドルに引き下げられた。

### ⑥サテライトオフィスの設置

米国発明法では、法施行から3年以内に、デトロイトを含め少なくとも三つのサテライトオフィスを設立することが規定されている。デトロイトオフィスは2012年7月に、デンバーオフィスは2014年6月に、シリコンバレーオフィスは2015年10月に、ダラスオフィスは2015年11月に正式開所された。デトロイト、デンバー、シリコンバレー、ダラス、はそれぞれ異なるタイムゾーンに属するため、これ

によって米国本土(アラスカ、ハワイを除く)のタイムゾーンは全てカバーされることとなった。

### ⑦特許事由適格性に関するガイダンスの公表

USPTOは、2014年12月16日、特許事由適格性(米国特許法第101条)に対するガイダンス(2014 Interim Guidance on Patent Subject Matter Eligibility)を公表した。

米国では特許事由適格性に関する最高裁判決が相次ぐなか、USPTOは、Mayo判決<sup>1</sup>及びMyriad判決<sup>2</sup>に対応する形でガイドライン<sup>3</sup>、またAlice判決<sup>4</sup>に対応する形で仮審査指令<sup>5</sup>を作成してきた。このガイダンスは、仮審査指令に対するパブリックコメント及び公開ミーティングでの意見を踏まえて作成されたものであり、判例に基づく101条保護対象外のものを含むか否かを判別するための手法が示されている。

1 <http://www.supremecourt.gov/opinions/11pdf/10-1150.pdf>

2 [http://www.supremecourt.gov/opinions/12pdf/12-398\\_1b7d.pdf](http://www.supremecourt.gov/opinions/12pdf/12-398_1b7d.pdf)

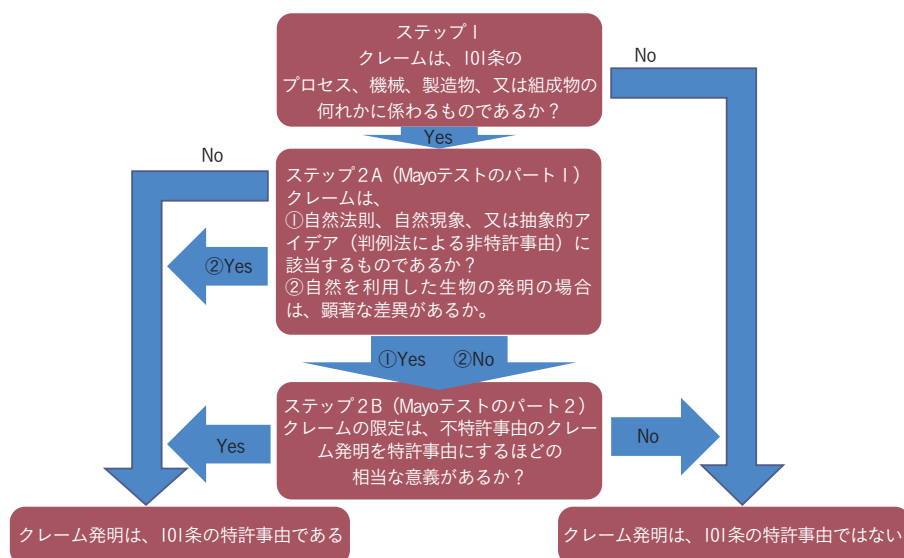
3 「Procedure For Subject Matter Eligibility Analysis Of Claims Reciting Or Involving Laws Of Nature/Natural Principles, Natural Phenomena, And/Or Natural Products (March 2014 Procedure)」

4 [http://www.supremecourt.gov/opinions/13pdf/13-298\\_71h8.pdf](http://www.supremecourt.gov/opinions/13pdf/13-298_71h8.pdf)

5 「Preliminary Examination Instructions in views of the Supreme Court Decision in Alice Corporation Pty. Ltd. v. CLS Bank International, et al.」(June 2014 Preliminary Instructions)



3-1-14 図 特許事由適格性判断（ガイダンスフローチャート）



### ⑧特許関連業務の質向上に向けた包括的プログラムの開始

USPTO は、特許関連業務の質向上に向けた包括的プログラム「Enhanced Patent Quality Initiative」の開始を発表した。

品質維持向上のために、(i) 優れたオフィスアクションと庁内手続、(ii) 優れた品質評価、(iii) 優れた顧客サービスの3本の柱を掲げている。

また、既存の11の品質向上施策に加え、新たに六つの取組を提案している。

さらに、これらの取組について、ユーザーからのインプットを得るために、2015年3月25日、26日の2日間にわたり、第1回目となる「Patent Quality Summit」が開催された。同会合では、六つの新たな取組の提案について、具体的な手法や進め方が議論された。

#### 既存の施策

1. 審査官に対する幅広い研修の提供（先端技術、CPC）
2. 法律研修（特許クレームの解釈、判例、改正法等）
3. グローサリーパイロットプログラムの実施
4. QPIDS 及び AFCP プログラム
5. 他国特許庁とのワークシェアリング（PPH、

CCD)

6. 面接審査（ファーストアクションインタビューパイロットプログラム）
7. 個人発明家への教育
8. ワンストップのカスタマーセンターの創設
9. クラウドソーシングを活用した第三者による情報提供
10. 品質評価指標（七つの指標）の創設
11. IT システムの改善

#### 新たに提案された取組

1. 出願人が審査過程のレビューを申請し、その中からランダム抽出により品質保証部によりレビューが行われる制度の創設
2. 審査開始前における自動先行技術調査の実施（新しいサーチツールの提案も含む）
3. 審査記録の明確化
4. 品質評価指標の見直しと改善
5. 現行の審査モデルの見直しと審査の質に対する影響の分析（出願人との密なやりとりの下で審査を行う）
6. 審査官と出願人との面接場所の拡大（特許資料等の所有機関である地方図書館、審査官の勤務地、その他、審査官が出向いて行って面接を実施する場所等）

### ⑨関連規則の変更

USPTO は、外国知的財産庁による未公開の対応米国特許出願へのアクセスを認可するべく、関連規則を変更した。これまでの規則では、出願人が明示的な許可をした場合、外国知的財産庁は、二国間及び多国間の優先権書類交換のスキームにおいて、優先権基礎となる出願時の明細書及び図面のみにアクセス可能であったが、今回の規則変更によって、出願人が明示的に許可した場合を除き、USPTO が許

可した場合には、外国知的財産庁が対応する米国の未公開特許出願情報のすべて（若しくは出願人が許可した部分）にアクセスすることができるようになった。なお、USPTO は二国間合意または多国間合意に基づき外国知的財産庁に対して出願書類または包袋内文書の写しを電子的に提供する際、手数料を課さない方針であり、出願人が意思表示をするための、出願データシート (Application Data Sheet) 等関連フォームの改訂作業を行った。

## 3 欧州における動向

欧州では近年、欧州特許制度改革の動きが活発であり、単一効特許制度と統一特許訴訟制度の導入に向け着実に前進している。

また、欧州では、欧州特許庁が中核として大きな役割を担っており、様々な取組の下、欧州特許庁が開発するサーチや分類のシステムは欧州外へも広がりを見せている。その一方で、欧州各国特許庁も欧州特許庁と協調し、また、差別化を図りながら、様々な取組を行っている。

本節では、我が国との関係に加え、欧州における近年の知的財産政策の動向、及び欧州連合 (EU)、欧州特許庁 (EPO)、欧州連合知的財産庁 (EUIPO)<sup>1</sup>、各国知的財産庁の各種取組について紹介する。

### (1) 我が国との関係

我が国と欧州は、EU、EPO、EUIPO、各国知的財産庁を通じて様々な関わりを持っている。

特許の分野においては、日本国特許庁 (JP0) と EPO の間で、日米欧三極協力、日米欧中韓五大特許庁協力を通して交流を図っている。意匠分野においては、日欧意匠専門家会合や日米欧中韓の意匠五庁会合 (ID5) を通じて、EUIPO と意見交換を行っている。商標の分野においては、日米欧中韓の商標五庁会合 (TM5) を通じて意見交換を行っている。その他、JP0 と欧州各国の知的財産庁の間においても、政策、人材交流等を通じて積極的に関わりを持っている。

2012 年 11 月には、EU 外務理事会は、日・EU 間の経済連携協定 (EPA) に係る欧州委員会の交渉権限を採択した。事務的な調整を経て、2013 年 4 月、同 EPA 交渉第 1 回会合が開

催され、その会合では、交渉の分野や取り組み方等について議論が行われ、双方代表団の間で認識を共有した。また、専門家会合において、物品貿易、サービス貿易、投資、知的財産権、非関税措置、政府調達等の分野についての議論が行われた。その後、2016 年 2 月には、第 15 回会合が開催され、これまでの会合では、第 1 回会合に引き続き、物品貿易、サービス貿易、投資、知的財産権、非関税措置、政府調達等の分野についての議論が行われた。当該 EPA を通じて我が国と欧州の関係がより深まることが期待されている。

### (2) 近年の知的財産政策の動向

#### ① 欧州特許制度改革の動き

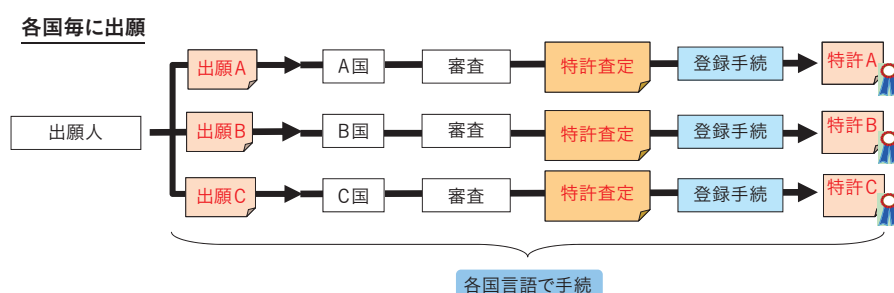
現在、欧州の複数の国において特許を取得する場合には、各国の知的財産庁に対してそれぞれ直接出願を行うほかに、欧州特許条約

1 2016 年 3 月 23 日より、欧州共同体商標意匠庁 (OHIM) から名称を変更。

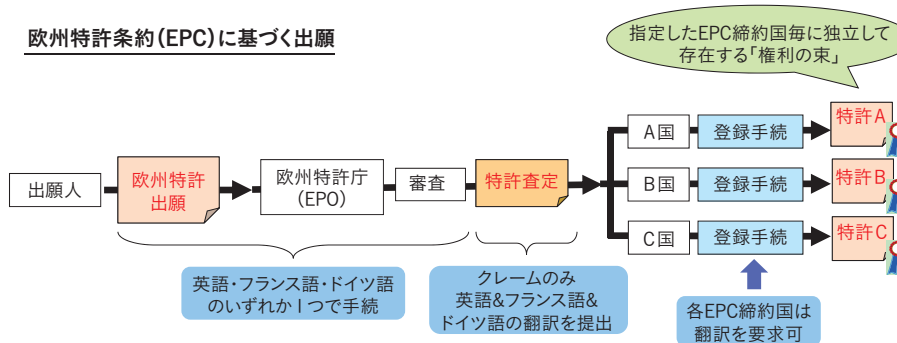
(EPC) に基づく出願を行うことが可能であり、EPO において出願及び審査を一元的に行うことができる。しかし、EPC に基づく出願を行う際は、英語、ドイツ語、フランス語を手続言語とするものの、各国で特許権を有効なものとするためには、EPO において特許査定がなされた後に、原則として、特許請求の範囲と明

細書を各国の言語に翻訳する必要がある。また、各国の権利は独立しているため、特許権を行使する際には、各国で訴訟を提起する必要がある。これら出願人に課される翻訳費用や訴訟費用の負担を軽減すべく、欧州委員会や訴訟費用の負担を軽減すべく、欧州委員会や訴訟費用の負担を軽減すべく、欧州委員会及び EU 理事会は統一的な効力を有する欧州

3-1-15 図 現行の出願ルート

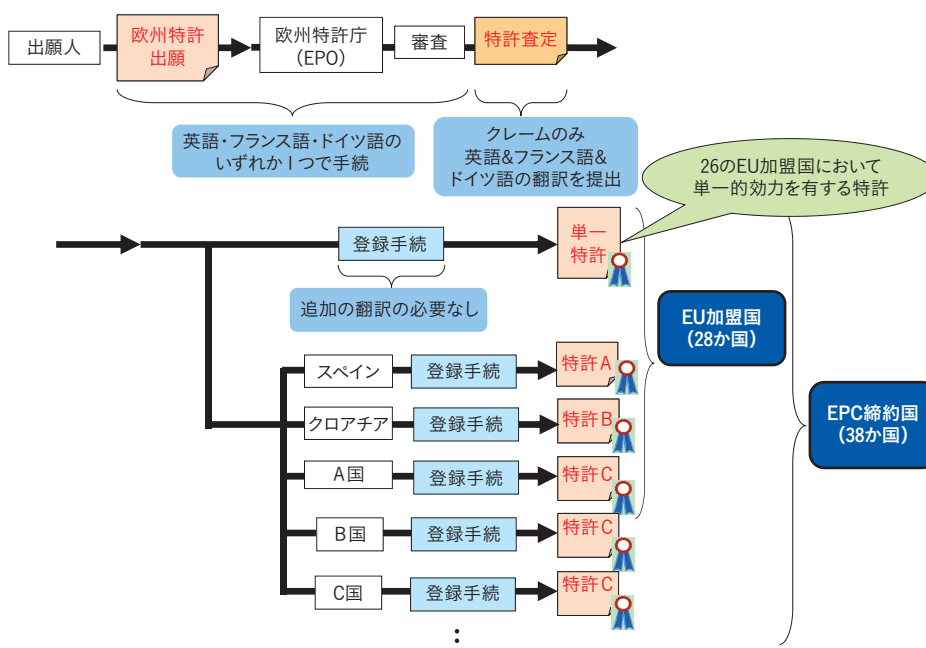


欧州特許条約(EPC)に基づく出願



(資料)特許庁作成

3-1-16 図 単一特許の出願ルート



(資料)特許庁作成

単一効特許（以下、「単一特許」）を創設するため規則を採択、また、2013年2月には、特許権成立後の侵害や有効性についての訴訟手続を一元的なものとする統一特許裁判所を創設する協定がEU各国の署名により成立した。

単一特許の制度においては、既存の欧州特許と同様に、EPOで出願から審査までの手続を経た後、2016年3月末時点で参加を表明していないスペイン、クロアチアを除く26のEU加盟国の間で単一的な効力が与えられる。また、新たに創設される統一特許裁判所は、批准した協定締約国において、単一特許のみならず、欧州特許についても専属管轄を有することとされている。単一特許規則については、統一特許裁判所協定と同時に適用が開始されることになっており、そして、統一特許裁判所協定の発効には、英独仏を含む13か国以上による批准、及び、ブリュッセルI規則<sup>1</sup>の改正が必要と規定されている。2016年3月末時点では、オーストリア、フランス、スウェーデン、ベルギー、デンマーク、マルタ、ルクセンブルク、ポルトガル、フィンランド（正式批准の完了順に記載）の9か国が批准済みである。特別委員会<sup>2</sup>により、単一特許保護に関する実施細則（単一効の請求手続、ライセンス・オブ・ライトの申請手続、更新手数料の支払手続、登録原簿への登録等）の策定作業が行われ、そして、統一特許裁判所準備委員会<sup>3</sup>により、法的枠組、財政、情報技術(IT)、施設、及び人材・研修の五つの作業部会に分かれて統一特許裁判所の運用開始へ向けた準備が進められている。これまでのEU加盟国の国内の批准プロセスと統一特許裁判所の創設準備作業等の進捗状況も踏まえ、早ければ2016年後半にも、統一特許裁判所協定の発効及び同協定に連動する欧州単一特許制度が施行開始となるとの見方がある一方で、それは困難との見方もある。

## ②偽造品の取引の防止に関する協定(ACTA)

欧州議会は、2012年7月に、ACTAの批准を否決した。これによって、欧州連合の機能に関する条約(TFEU)第207条および第218条に基づき、EUにおけるACTAの批准・発効することが不可能となった。また、各EU加盟国も同様にACTAの批准をすることができなくなった。

ACTAは、我が国が模倣品・海賊版防止のための新たな国際的枠組みの策定を提唱したものであり、2011年10月1日に東京で開催された署名式において、オーストラリア、カナダ、韓国、モロッコ、ニュージーランド、シンガポール、米国、日本の8か国によって署名が行われていた。そして、EUおよび22のEU加盟国<sup>4</sup>は、EU理事会における全会一致の承認を経た後、2012年1月26日に東京において署名を行っていた。

ACTAは、6か国以上の批准によって発効することとされており、我が国では、2012年9月、批准することが衆議院本会議において賛成多数で可決されている。

欧州議会のプレスリリースによれば、リスボン条約の発効によって欧州議会の権限が強化されて以来、その権限を行使した初めての事例であるとしている。

## (3)EPOの取組

欧州の特許制度については、EPOが中核として大きな役割を担っている。EPOはEPCに基づき設立された機関であり、EPCの現在の締約国数は38か国になる。EPOにおいて審査され、特許査定された場合、指定した締約国において特許として効力が発生する。さらに、2015年3月より、EPOで付与された欧州特許のモロッコにおける認証（権利化）が可能となった。モロッコにおいて認証された欧州特許は、モロッコの法律に従い、モロッコの国内特許と同じ法的効果を有する。モロッコは、

1 EU加盟国間における国際裁判管轄ルールを定め、判決の承認と執行に関する手続の統一及び簡素化を図るための規則。

2 単一特許規則第9条(2)の規定に基づいて設置された委員会であり、単一特許の更新手数料の水準及び更新手数料の参加加盟国への配分割合を決定し、EPOによって行われる単一特許の管理業務を統治・監視するもの。

3 統一特許裁判所の署名国の代表者によって構成される委員会であり、統一特許裁判所が円滑に運用開始できるよう準備を行うもの。

4 オーストリア、ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国



EPC の締約国 (38 か国)・拡張協定国 (2 か国) 以外で、欧州特許の認証制度を導入した最初の国となった。さらに、2015 年 11 月より、モルドバにおける認証も可能となった。また、EPO は、2014 年 7 月には、チュニジアと欧州特許の認証に関する合意文書に署名している。ただし、その実現のためには、チュニジアは、今後、これを実施するための立法措置を執る必要がある。

また、EPO は、オーストラリア知的財産庁 (IP Australia) と特許審査ハイウェイ (PPH) 試行プログラムを開始することを含む両庁による二庁間協力に関する覚書を交わした旨、2015 年 10 月 7 日に公表した。さらに、コロンビア商工監督局 (SIC) と PPH 試行プログラムを開始することに合意した旨、2016 年 2 月 5 日に公表した。これをもって、EPO と PPH 合意をした特許庁は、五大特許庁 (日本国特許庁 (JPO)、米国特許商標庁 (USPTO)、中国国家知識産権局 (SIPO)、韓国特許庁 (KIPO))、カナダ知的財産庁 (CIP0)、メキシコ産業財産権庁 (IMPI)、シンガポール知的財産庁 (IPOS)、イスラエル特許庁 (ILPO) を含め 10 となった。EPO は、審査の質、効率性、出願人の利便性の向上に向け、以下のような取組を強化している。

### ①規則改正

#### a. 分割出願について

2013 年 10 月、EPO は、分割出願の要件について規定する EPC 規則 36 の再改正について、管理理事会で合意に達し、それにより、分割出願の 24 月の時期的要件は廃止される一方、2 世代目以降の分割出願に追加手数料が課されることになる。改正規則は 2014 年 4 月 1 日に発効した。

#### b. Euro-PCT ルートについて

2013 年 10 月、EPO は、EPC 規則 164 及び 135 (2) を改正する旨の欧州特許機構管理理事会の決定を公表した。改正規則は 2014 年 11 月 1 日に発効した。

今回の改正案は、Euro-PCT ルート (PCT 経由で欧州域内に入る国際出願のルート) の機能を高める目的でなされている。改正前の規則 164 (1) の下では、EPO が国際調査機関 (ISA) でなかった場合、発明の単一性の要件を満たしていないと、補充欧州調査報告 (supplementary European search report) は、クレームの最初に記載されている発明に対してのみ作成され、その他の発明についても審査を受けるためには分割出願を行うしかない。改正規則 164 (1) のもとでは、追加の調査手数料 (search fee) を支払えば、その他の発明についても補充欧州調査報告書が作成され、審査を受けられる。

改正後の規則 164 (1) は、補充欧州調査報告が発効日 (2014 年 11 月 1 日) までに作成されていない出願に適用される。

また、EPO が ISA 又は補充国際調査機関 (SISA) であった場合に、国際段階で EPO が調査を行っていない発明に対して審査請求がなされると、改正前の規則のもとでは、追加の調査手数料を EPO に支払う方法がなく、国際段階で EPO が調査を行った発明に限定するように求められていた。改正規則 164 (2) の下では、追加の調査手数料を支払えば、国際段階で EPO が調査を行っていない発明に対しても調査が行われ、審査を受けられるようになった。

改正後の規則 164 (2) は、EPC 第 94 条 (3) 及び規則 71 (1) 及び (2)、場合によっては規則 71 (3) に基づく最初の連絡が、発効日 (2014 年 11 月 1 日) までに作成されていない出願に適用される。

#### c. 手続料金について

2015 年 12 月 16 日の欧州特許機構管理理事会の決定により、2016 年 4 月 1 日より料金が改定され、新料金が適用される予定となっている。料金改定の概要は以下のとおりであり、全体的に微増となっている。手続料金の値上げは、インフレ調整に基づくものであり、2006 年から 2 年ごとに実施されているものである。

3-1-17 図 主な手続料金の料金表（概要）

| 種類            | 改定前                                                                                  | 改定後                                                                                  |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 出願料           | ・ 120（オンライン出願）<br>・ 200（オンライン以外（紙）の出願）<br>（明細書 35 頁まで。36 頁以上の場合、超過 1 頁当たり 15 ユーロ追加。） | （改正前と同じ）                                                                             |
| 分割出願の追加料金     | ・ 2 世代目の分割出願：210<br>・ 3 世代目の分割出願：420<br>・ 4 世代目の分割出願：630<br>・ 5 世代目以降の分割出願：840       | ・ 2 世代目の分割出願：210<br>・ 3 世代目の分割出願：435<br>・ 4 世代目の分割出願：635<br>・ 5 世代目以降の分割出願：850       |
| クレーム料（出願料に加算） | ・ 235<br>（クレーム数が 15 を超える場合の超過 1 クレーム当たり）<br>・ 580<br>（クレーム数が 50 を超える場合の超過 1 クレーム当たり） | ・ 235<br>（クレーム数が 15 を超える場合の超過 1 クレーム当たり）<br>・ 585<br>（クレーム数が 50 を超える場合の超過 1 クレーム当たり） |
| 調査料（欧州段階）     | ・ 1,285<br>（2005 年 7 月 1 日以前の出願については 875 ユーロ）                                        | ・ 1,300<br>（2005 年 7 月 1 日以前の出願については 885 ユーロ）                                        |
| 国際調査手数料       | ・ 1,875                                                                              | （改正前と同じ）                                                                             |
| 補充国際調査手数料     | ・ 1,875                                                                              | （改正前と同じ）                                                                             |
| 国際予備審査手数料     | ・ 1,930                                                                              | （改正前と同じ）                                                                             |
| 指定料           | ・ 580                                                                                | ・ 585                                                                                |
| 出願更新料         | ・ 出願日から 3～9 年は 465～1,380<br>・ 10 年目以降は一律 1,560                                       | ・ 出願日から 3～9 年は 470～1,395<br>・ 10 年目以降は一律 1,575                                       |
| 審査料           | ・ 1,620<br>（2005 年 7 月 1 日以前の出願については 1,805）                                          | ・ 1,635<br>（2005 年 7 月 1 日以前の出願については 1,825）                                          |
|               | ・ 1,805<br>（欧州段階に移行した PCT 出願であって、補充欧州調査報告書が作成されていない案件）                               | ・ 1,825<br>（欧州段階に移行した PCT 出願であって、補充欧州調査報告書が作成されていない案件）                               |
| 特許査定料         | ・ 915                                                                                | ・ 925                                                                                |
| 異議申立料         | ・ 775                                                                                | ・ 785                                                                                |
| 特許減縮請求料       | ・ 1,155                                                                              | ・ 1,165                                                                              |
| 特許取消請求料       | ・ 520                                                                                | ・ 525                                                                                |
| 審判請求料         | ・ 1,860                                                                              | ・ 1,880                                                                              |
| 再審請求料         | ・ 2,880                                                                              | ・ 2,910                                                                              |
| 期間徒過救済処理請求料   | ・ 料金遅延納付の場合、その料金の 50%<br>・ 特許査定料（第 71 規則 (3)）遅延納付の場合、250<br>・ その他の場合、250             | ・ 料金遅延納付の場合、その料金の 50%<br>・ 特許査定料（第 71 規則 (3)）遅延納付の場合、255<br>・ その他の場合、255             |

（資料）JETRO デュッセルドルフ「欧州特許庁、オンライン料金支払サービスによる料金値上げへの対応を公表」（2016 年 3 月 14 日）

## ②機械翻訳

2010 年 11 月、EPO は、Google 社と特許文献の多言語の機械翻訳に関し、長期的な連携協定に合意し、2012 年 2 月には、新しい機械翻訳サービス「Patent Translate」の提供を開始した。2015 年 3 月時点で、EPC 締約国の 28 の公用語に加えて、中国語、日本語、韓国語、ロシア語の合計 32 言語について機械翻

訳を提供している。

## ③各特許庁との共通特許分類

### a. 米国

2010 年 10 月、EPO は、USPTO とともに、両庁間で共通に用いる特許分類である CPC（Cooperative Patent Classification）を作成することを発表した。CPC は、EPO の内部分類

であるECLA (European classification system) 及びICO (In computer only) を基礎とした特許分類である。2012年10月には、CPC ウェブサイト<sup>1</sup>において、全技術分野におけるCPC分類表、一部の技術分野の定義、及び、国際特許分類 (IPC) 及びECLAとCPCとのコンコーダンス (対照表) を公表し、2013年1月にCPCが発効した。EPOは2013年1月からCPCの付与を開始し、内部分類としてUSPC (US Patent Classification) を使用していたUSPTOは、2015年からCPCのみでの付与を開始した。

#### b. 中国

2013年6月、EPOは、EPOとSIPOとが、特許分類の分野での協力を強化するための覚書 (Memorandum of Understanding: MoU) に署名し、SIPOがCPCを使用することに合意したと公表した。

この覚書の条項によれば、2014年1月から、SIPOはいくつかの技術分野において新規に公開される特許出願について、EPOによる特別研修を受けた後に、CPCの付与を開始するとともに、2016年1月からは全ての技術分野の特許出願についてCPCを付与するよう努力することとされている。

#### c. ロシア

2013年9月、EPOは、ロシア特許庁 (Rospatent) との間で、Rospatentが2016年1月から新規に公開される特許出願へのCPCの付与を開始すること、及び、2017年からは過去に公開された特許文献へのCPCの付与を開始することに合意したと公表した。

#### d. メキシコ

EPOは、2015年7月15日にミュンヘンで開催されたEPOとメキシコ産業財産庁 (IMPI) との間の二庁間会合において、IMPIがCPCを導入することに関する覚書 (MoU) に二庁間で署名した旨、公表した。

#### ④係属中の出願の法的安定性を向上させる枠組について

EPOは、2014年7月から、係属中の出願の法的安定性を向上させるスキームを開始した。本スキームは、「Early Certainty from Search」と名付けられ、以下の取組が行われている。

- ・全ての欧州出願について、出願日から6月以内に調査報告及び見解書を発行する。
- ・新たな出願の審査を開始するよりも、既に着手した出願の審査の完了を優先する。
- ・肯定的な見解書が発行された出願を迅速に処理する。

また、裏付けのある情報提供が第三者から記名で提出された出願について、優先的に審査を行うとともに、異議申立て、減縮及び取消しも優先的に取扱う。

この取組は、調査報告及び見解書を適時に発行することにより、特許取得戦略の確固とした基盤が早期に提供され、特許保護を求める企業や発明家のメリットとなるものである。また、先行技術の一覧と特許性に関する見解を早期に提供することにより、係属中の出願の透明性が高まり、一般公衆にとってもメリットとなる。

#### ⑤特許付与手続について ISO9001 認証を取得

EPOは、特許付与手続における先行技術調査、審査、異議、限定及び取消しに係る段階を網羅する同庁の品質管理システムについて、ISO9001 認証を取得した旨2014年12月9日に公表した。

ISO9001 認証は、品質管理システムについて国際的に認知された規格であり、その認証プロセスにおいては、経営幹部の参画、堅実な管理過程、モニタリング等が要求される。

#### ⑥サーチ戦略情報を提供する試行プログラム

EPOは、「Information on Search Strategy」と題する、審査官によって実施されたサーチに関する追加的な情報を新たな書

1 <http://www.cooperativepatentclassification.org/index.html>

面に記載して提供することを目的とした試行プログラムを2015年11月1日から開始した。なお、この情報は、単なる参考として提供されるものである。

この情報を記載した「情報シート」は、EPOがPCT及び欧州特許出願手続の両方で作成したすべてのサーチレポートに付加され、審査官の利用したデータベースやサーチ範囲を確定する分類記号、審査官が選択したキーワード等を含む。

試行期間は2015年11月1日から2016年12月31日までとされている。なお、EPOは、当該試行の最後に、2017年の本格実施の是非及び本格実施の方法について検討する予定であるが、本試行自体が適宜延長される可能性もあるとされている。

#### (4) 欧州連合知的財産庁(EUIPO)の取組

##### ① 概要

欧州共同体商標意匠庁(OHIM)(当時、現欧州連合知的財産庁(EUIPO))は、1993年に採択された欧州共同体(EC)商標規則に基づき設立された行政機関の一つであり、1996年1月から共同体商標(現欧州連合商標(EUTM))登録出願の受付を開始(公式な業務開始は同年4月1日)した。所在地は、アリカンテ(スペイン)。2001年12月、欧州閣僚理事会が共同体意匠規則を採択したことを受け、OHIM(現EUIPO)は登録共同体意匠の登録機関となり、2003年1月から登録共同体意匠の受付を開始(同年4月1日から登録を開始)した。さらに、2012年3月、EU理事会は、「知的財産権の侵害に関する欧州監視部門(European Observatory on Infringements of Intellectual Property Rights)」をOHIM(現EUIPO)へ委任することを規定する規則案を採択し、2012年6月に発効した規則No.386/2012により、OHIM(現EUIPO)に委任された。これにより、OHIM(現EUIPO)は、これまでの共同体商標(現欧州連合商標)や登録共同体意匠の権利付与の役割に留まらず、あらゆる知的財産権の権利行使において重要な役割を担うこととなった。

2015年12月、欧州議会により、共同体商標規則の改正を含む商標制度改革パッケージ法案が採択され、2016年3月23日にEU商標規則が施行されたことに伴い、OHIMからEUIPOへの改称や、共同体商標の名称の欧州連合商標(EUTM)への改称、EUTMに係る料金の変更等といった変更がなされた。

##### ② ストラテジックプラン2011-2015

OHIM(当時、現EUIPO)は、2011年に「ストラテジックプラン」を策定した。同プランは、2011年から2015年までの5年間に欧州における意匠・商標のネットワーク構築に向けて必要な取組について、三つのゴール(運用の収束の推進、業務の品質向上及び最大限の迅速化、強く活力ある創造性に富んだ組織作り)とそれに向けた二つの柱(卓越した組織、国際協力)及び二つの柱を支える六つのアクション(人材改革、情報システムの簡素化及び近代化、労働環境の改善、IPアカデミー等の創設、品質改善・拡大、欧州ネットワークの構築)を掲げている。OHIM(現EUIPO)は、ストラテジックプラン2020を2016年6月までに策定する予定であり、そのため、現状のストラテジックプラン2011-2015を2016年6月まで延長することとしている。

#### (5) 欧州各国の取組

##### ① 英国

ビジネス・イノベーション・職業技能省の下に、英国知的財産庁(UKIPO)が設置されている。同省が、特許、商標、意匠、及び著作権を所管しており、イノベーション促進の観点から知的財産権に関する責任を担っている。UKIPOは、PPHについても早くから取り組むなど、国際的な取組も活発であり、現在、日本、米国、韓国、カナダとPPHを実施している。また、オーストラリア、カナダの特許庁とバンクーバーグループを構成し、同グループ内での特許審査ワークシェアリングの促進、そのためのITシステムの整備等の協力を実施している。



3-1-18 図 ストラテジックプラン 2011-2015 の概要図



政府全体としても、知的財産に力を入れており、特許権に基づく所得について低税率で分離課税する制度の導入の検討を表明し、パテントボックス制度として2013年4月から導入した。他方で、英国における現行のパテントボックス制度の下では、英国内のみならず、英国外で遂行されたR&D活動に関連する特許に由来する利益に基づいても、税の優遇を受けることができる。ドイツは、これが抜け穴のように機能して、EU内における先端技術産業の投資の誘引・雇用の確保の国家間競争において不公正に作用することを批判していた。この問題は、経済協力開発機構（OECD）での税制の大枠の検討（「税源浸食と利益移転（Base Erosion and Profit Shifting: BEPS）プロジェクト<sup>1</sup>」）の文脈でも議論されていた。BEPSプロジェクトでは、優遇税制措置は、実

際のR&D活動を引き付けるのであれば、国内の成長や革新を支える観点から有益であるが、法人に対し、価値が実際に作られる場所から低税率で課税される他の場所に所得を移すことを促すだけであるならば、有益ではないとし、パテントボックスのような優遇税制措置において、実際のR&D活動を伴う利益に対して税の優遇をすることを条件とするアプローチの検討がなされた。

ドイツからの批判については、両国間の交渉の結果、2014年11月に英・独間で妥協案に合意した旨の共同声明が発出された。妥協案において、英国の現行のパテントボックス制度は、2016年の6月に新規の申請者の募集を締め切り、2021年6月までに廃止されること、特許や製品を開発するにあたり研究開発費が発生した場所に基づき税を優遇するルールに

1 [http://www.oecd-ilibrary.org/taxation/countering-harmful-tax-practices-more-effectively-taking-into-account-transparency-and-substance\\_9789264218970-en](http://www.oecd-ilibrary.org/taxation/countering-harmful-tax-practices-more-effectively-taking-into-account-transparency-and-substance_9789264218970-en)

従い、改正されたパテントボックス制度に移行されること等が示された。

一方、2015年10月にOECDが公表したパテントボックス制度に関連する報告書では、企業が知財優遇税制の特典を得るためには、企業が、当該特典を得ることのできる収益を生み出した「実質的な経済活動」を実際に行っていないと見なされ、その実質的な経済活動の指標としては、研究開発費用を使用することがOECDで合意されたとある。英国は、2016年7月1日から、その合意内容に沿った新たな税制の施行を開始することが求められている。これに対応すべく、2016年の予算・歳入法案において現行のパテントボックス制度を改正する法律を提案する予定であるとし、当該法改正に関する意見募集を2015年10月から同年12月まで行った。

また、英国においては、特許制度の更新・改正・近代化を目的とし、2012年12月に、特許法改正に向けた意見募集が行われた。主な改正点は、現行法の下では出願公開がなされるまで他庁に情報提供を行うことができないこととされている先行技術文献調査・審査に係る情報を、出願公開がなされていない段階でも守秘義務を課して他庁と共有できるようにすること、及び、特許権者が自身の製品にウェブサイトのアドレスをマーキングすることを特許権の「みなし通知 (constructive notice)」を行うためのオプションの一つとして認めること等である。そして、2013年12月、UKIPOは、SIPOとのPPHプログラムの実施に関する合意文書に署名をした。UKIPOにとってのPPH合意は、JPO、USPTO、KIPPO、カナダ知的財産庁 (CIPPO)、ドイツ特許商標庁 (DPMA) に続いて6番目である。

## ②ドイツ

ドイツは、地理的な位置ばかりでなく、国の規模や国力の面でも欧州の中心的存在である。製造業も盛んであり、特許出願や特許訴訟も他の欧州の国に比べて多く、税関等も模倣品の取締りに積極的であると言われている。

また、ミュンヘンには、EPOや世界的に有名なマックス・プランク知的財産・競争法研究所がある。ドイツの知的財産制度については、連邦司法省の下にドイツ特許商標庁が設けられ、そこがドイツ国内の特許、実用新案、商標及び意匠の審査・登録や、従業者発明の報償の調停等の中核を担っている。

同庁は、2014年9月に、シンガポール知的財産庁 (IPOS) との間でPPHの試行プログラムを開始することに合意したことを発表した。同庁にとってのPPH合意は、JPO、USPTO、KIPPO、カナダ知的財産庁 (CIPPO)、SIPO、英国知的財産権庁 (UKIPO)、フィンランド特許庁 (PRH)、オーストリア特許庁 (APO) に続いて9番目となる。

また、ドイツにおいては、2013年7月、特許法改正法案がドイツ連邦参議院 (上院に相当。以下、「参議院」) を通過した結果、ドイツ特許法が改正されることとなった。本法案は、2012年5月に連邦政府がドイツ連邦議会 (下院に相当。以下、「議会」) に提出していたところ、2013年6月に議会がこれを可決し、その後、参議院がこれを可決。この結果、同国において、同法案の内容に従って特許法が改正されることとなった。

今般の特許法改正における主要な項目は、以下のとおり。

- (i) 特許出願・付与後の特許のファイル (審査書類) のインターネットを通じた閲覧制度の導入
- (ii) 英語・フランス語の出願書類について、翻訳文の提出期限を、出願提出後3か月から12か月に延長
- (iii) ドイツ特許商標庁により作成される「サーチレポート」の内容の改善 (出願された発明の新規性・進歩性についての特許取得見込みに関する説明を含む形で提供。調査請求適格を出願人のみに制限。なお、発明の単一性が欠如している出願については、サーチレポートの作成対象を単一性のある発明に限定。)
- (iv) 特許付与手続における聴聞を、出願人の請求を受けた際には、必ず実施するよう義

務化

(v) ユーザーとドイツ特許商標庁との間の連絡において要求されている電子署名に関し、その要否や入手方法を、参議院の承認を得ることなく連邦司法省が決定できることとし、これによって、将来、電子署名の要求を廃止可能として、連邦司法省が実現しようとしている手続簡素化を推進

(vi) 特許出願に係る発明者指定要件の厳格化(発明者の指定がなされていない場合であっても特許付与を実施しつつ、その場合の発明者指定のための事後手続を例外的に認めて瑕疵の治癒の機会を与えていた制度及び運用を改め、発明者が指定されている出願のみに、特許が付与される制度とする。)

(vii) 異議申立て期限を、特許付与の公告後3か月から9か月に延長。異議申立てにおける手続に係る審議を原則公開化。

(viii) 特許の保護対象から除外されていた「植物若しくは動物を育成するための本質的に生物学的な方法」について、当該方法「のみ」によって得られた「植物若しくは動物」それ自体も、特許の保護対象から除外するよう明確化

### ③フランス

フランス経済・財政・産業省の所管庁の下にフランス産業財産権庁 (INPI: Institut national de la propriété industrielle) が設置されており、特許制度、意匠制度、商標制度を所管している。フランスは1968年より審査主義を採用している。ただし、直接なされる出願については、サーチレポートに新規性・進歩性を阻害する先行技術文献が提示されるが、進歩性欠如を理由に拒絶することはせずに、新規性等その他の特許要件を具備すれば特許される制度になっている。

同庁は、フランス国内に22の地方支局を持っている。この地方支局においては、特許出願、商標出願を受理することが可能となっているだけでなく、出願に関するアドバイス、コンサルティングのサービスを中小企業、大

学等に提供している。また、企業の知的財産戦略を分析した上で、更なる知的財産の活用によってどのような利益を得ることができるのか情報提供を行い、知的財産に対する認識を向上させる活動を実施するなど、きめ細かい支援を行っている。

さらに、同庁は、ドバイ (アラブ首長国連邦)、北京 (中国)、ラバト (モロッコ)、ブラジリア (ブラジル) に模倣品対策を目的とした海外拠点を持している。

### ④その他の欧州各国

EPO が存在する一方、欧州各国にも特許庁が存在し、EPO への業務の集中化と分散化をめぐって綱引きが行われている。このような状況で、中小規模の知財庁は様々な取組を行っている。

#### a. 国際調査機関・国際予備審査機関

スウェーデン特許登録庁は、特許協力条約 (PCT) が施行された当初の1978年からの国際調査機関、国際予備審査機関であり、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデンの北欧5か国からの出願に対して国際調査機関、国際予備審査機関として活動することが認められており、手続言語もデンマーク語、英語、フランス語、フィンランド語、ノルウェー語、スウェーデン語と六つの言語をカバーしている。また、1998年よりトルコ特許庁から審査の外注を請け負っている。

さらに、デンマーク特許商標庁には、「北欧特許庁」と看板を掲げた小さな部屋が存在している。この北欧特許庁は、デンマーク、ノルウェー、アイスランドの3か国によって2006年に設立され、主にPCTの国際調査機関、国際予備審査機関として活動している。北欧特許庁は、EPOと異なり実体のないバーチャルな機関であり、実際の審査業務は、デンマーク特許商標庁とノルウェー産業財産庁に下請けされている (アイスランド特許庁は実体審査機能を有していない)。

また、2015年2月、チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア（ヴィシエグラード4か国：V4）が、ヴィシエグラード特許機構（VPI）に関する協定に署名したことを公表した。VPIは、PCTの国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）として活動することを目的として設立されるもので、中欧及び東欧地域において、イノベーションと創造性の育成及び経済成長と競争力の促進に寄与することが期待されている。

出願人にとって母国語を利用できる利点があり、PCT出願にかかるコストが25%（出願人が企業の場合）又は37%（出願人が個人の場合）、それぞれ削減されることが期待されている。また、周辺国の知的財産庁がVPIを管轄ISA及びIPEAとして指定すれば、当該周辺国の出願人に対しても同様のサービスを提供するとしている。2015年10月の第55回WIPO加盟国総会において、VPIのISA及びIPEAの任命が了承され、さらに、VPIの初めての理事会が2015年12月14日、スイスのジュネーブで行われた。理事会では、手続規則の採択、4名の理事会議長（Chairperson）の選出（任期4年）、VPI長（Director of the VPI）が任命された（任期2016年6月末迄）。

さらに、理事会に続いて、VPIとWIPOとの間で、PCTにおけるISA及びIPEAとしてのVPIの機能に係る合意書に署名がされた。

### b. 中小規模の知財庁の独創的なサービス

欧州のいくつかの中小規模の知財庁では、独自の有料サービスを提供している。オーストリア特許庁は、先行文献サーチ、侵害サーチ等のサービス、北欧特許庁は、先行文献サーチのサービスを提供している。スウェーデン特許庁は、新規性サーチ、既に成立している特許の有効性サーチ等のサービスを提供する他、技術動向分析サービスを提供している。

また、英語による審査を受け付けている知財庁もあり、スウェーデン特許庁では、2014年7月1日以降のスウェーデン国内特許出願について、英語での手続が可能となった。ノルウェー産業財産庁は、欧州特許条約のロンドン・アグリーメントへの対応により、欧州特許をノルウェーで権利化する際のノルウェー語への翻訳要件を緩和するとともに、ノルウェー国内特許出願及びPCT国際特許出願のノルウェー国内段階についても、英語での特許取得手続を可能とする制度改正を2015年1月1日に施行した。



## 4

## 中国における動向

中国は、今や世界で最も多く専利（我が国における「特許・実用新案・意匠」に相当）及び商標の出願を受理する国となった。これは、急速な経済発展に伴って、経済活動に必須である知的財産権の確保が一層重要となっていることを表しているといえよう。特に、2008年に中国国務院より公布された「国家知的財産権戦略綱要」で定められた目標を達成するため、各省庁や地方等、様々なレベルで各種の計画を策定し、産業財産権の取得奨励をはじめとする知的財産権に対する認識が浸透してきたこと、製造拠点から巨大市場として中国の位置付けが変化する中で、多国籍企業と現地企業の合併によるR&Dの現地化が進展していること等を背景として、国内出願人による権利取得の活発化が目立っている。このような状況下では、輸出入共に中国を主要貿易相手国とする我が国にとっても、中国における知的財産権保護の重要性は高まる一方である。

本節では、我が国との関係に加え、中国における近年の知的財産政策の動向、及び専利を所管する中国国家知識産権局（SIPO<sup>1</sup>）、商標を所管する中国国家工商行政管理総局（SAIC<sup>2</sup>）の各種取組について紹介する。

## (1) 我が国との関係

## ① 我が国と SIPO の取組

日本国特許庁（JP0）と SIPO は、二国間及び多国間での枠組みを利用し、制度・審査実務、意匠、機械化、人材育成、審判等、幅広い分野で協力を推進している。2009年12月には JP0 と SIPO の間で、特許権・実用新案権・意匠権に関する協力を強化するための覚書（特許庁間協力覚書）を締結し、2009年9月には、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）と国家知識産権局中国知識産権トレーニングセンターとの間で、知的財産人材の育成に関する協力覚書（人材育成協力覚書）を締結した。

JP0 と SIPO は、2015年11月に開催した第22回日中特許庁長官会合において、特許分野における協力として、審査官協議が両庁審査官の信頼関係の醸成、審査能力の向上等に非常に有効との認識を共有し、今後も審査官協議を積極的に活用し、実施していくことに合意したほか、日中特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラムを延長し、今後も継続して実施していくことに合意した。また、機械化（ITシステム）分野の協力として、両庁間で交換

する対象データを拡大し、交換データの利用目的に原則として制限を設けない、新たな特許情報のデータ交換に合意した。この他、意匠、審判、人材育成等、多方面にわたる協力について議論を行った。

さらに、後述する中国における第四次専利法改正に関しては、特許庁間の会合等の場を通じて意見交換を実施している。

## ② 我が国と SAIC の取組

## a. SAIC 副局長との会合

2012年5月、北京において、特許庁長官と SAIC 副局長との会合を開催した。本会合では、日中の商標分野における二国間協力及び TM5 を始めとする多国間協力を強化していくことで一致した。また、SAIC の審査・審判において活用してもらうため、JP0 から日本の地名及び登録された地域団体商標のリストを提供した。JP0 と SAIC は、ハイレベルの交流や、実務レベルの交流を今後も重ねていくことで一致した。この実務レベルの交流の一環として、審査官を相互に派遣して審査運用について協議する商標審査担当官交流を開始、初回は JP0 から審査官、審判官をそれぞれ1名ずつ派遣した。

1 State Intellectual Property Office of the People's Republic of China

2 State Administration for Industry and Commerce of the People's Republic of China

## b. 冒認商標出願への対応

我が国の地名や著名な商標等が第三者により商標出願・登録される冒認商標については、我が国企業等の現地でのビジネス展開に支障を及ぼす可能性がある。特に中国では、2001年の商標法改正により、中国国内において公知の外国地名を拒絶とする法制を導入していたが、2003年に「青森」が第三者により商標出願されていることが判明し、その後、日本の都道府県名についても第三者により多く出願されていることが確認された。このような状況を受け、日中の知財保護に関する対話・協力の中での働きかけ等を行った。

JP0は、中国政府との情報交換や意見交換を通じて、適正な審査が行われるよう協力を進めると共に、この問題に対処するためのユーザーへの支援サービスとして、2008年6月に公表した「中国・台湾での我が国地名の第三者による商標出願問題への総合的支援策」に基づき、商標検索・法的対応措置に関するマニュアルを作成し、都道府県、政令指定都市、農業関連団体等に配布するなど、幅広く情報提供を実施している。また、北京・台北に「冒認商標問題特別相談窓口<sup>1</sup>」を設置して、我が国の自治体等関係者の相談に対応している。

さらに、冒認商標出願問題対策としては、先に商標権を取得することが重要であるが、中小企業にとっては出願・弁理士・翻訳の費用等の負担が大きいことに鑑み、JP0は、外国出願に要する費用の補助も行っている。加えて、2015年度からは冒認出願等により海外で訴えられた場合の訴訟費用の助成、2016年度からは冒認商標を取り消すための係争費用も助成対象とするなど、支援を拡充している。

## (2) 近年の知財政策の動向

中国では、「国家知的財産権戦略綱要」（2008年公表）による第1段階の5年間の目標を達成したとして、さらに国家知的財産戦略を深化させるために、2015年1月に中国国務院から「国家知的財産戦略を深化させて実施する

行動計画（2014～2020年）」が公布され、1万人当りの発明専利保有数、専利出願の実質審査平均期間等について、2014～2020年の主要予測指標が定められた。さらに、国家知的財産戦略の実施を徹底し、知的財産権重点分野の改革を深化し、より厳格的な知的財産権保護を実施し、新技術や新産業、新業態の発展を促進し、産業の国際化レベルを向上させ、大衆創業・万衆創新を保障、奨励する方針のもと、2015年12月に中国国務院から「新たな情勢における知的財産強国建設の加速に関する若干意見」が公布された。これらの国家政策に基づき、中国では、政府機関や地方政府等、様々なレベルで各種の知財政策が策定されている。

## (3) SIPOの取組

SIPOは、特許、実用新案、意匠に関する業務を所管する、国務院直属機構である。

## ① SIPOの政策動向

## a. 制度改正に向けた動き

## ア) 専利法改正に向けた動き

中国では、中華人民共和國専利法という一つの法律によって、発明、考案、意匠が、それぞれ「発明専利」、「実用新型専利」、「外観設計専利」として保護されている。同法は、1985年施行、1993年に第一次改正法施行、2001年に第二次改正法施行、2009年に第三次改正法施行、と約8年おきに改正がなされてきた。第四次改正については、専利保護の強化、専利活用の促進、専利水準の向上等の観点からの検討を経て、2015年4月にSIPOによる専利法改正案（意見募集稿）、同年12月に中国国務院法制弁公室による専利法改正案（送審稿）の公開意見募集が行われた。（詳細については、コラム「中国における第四次専利法改正」を参照。）

## イ) 職務発明条例制定に向けた動き

中国における職務発明は、専利法及び専利

1 [http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/shohyo\\_syutugantaisaku.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/shohyo_syutugantaisaku.htm)

法実施細則で規定されており、原則、使用者に帰属するものとされ、使用者・従業者間で契約がある場合はそれに従った報奨や報酬、契約がない場合には、法定された支払方法、最低金額及び料率に従った報奨や報酬を与える必要があるとされている。しかし、専利法以外の知的財産関係法では同様の規定がないこと、専利法については使用者に帰属することで従業者の権利が無視され発明に対するインセンティブが働かないこと等を課題として、これまでに幾度の公開意見募集及び検討作業が行われ、2015年4月、条例の形式で職務発明に係る手続を定める「職務発明条例」草案（送審稿）が国务院法制弁公室から公表された。

条例草案は、発明報告制度<sup>1</sup>や、報奨や報酬の支給義務や額の算定、事業体による職務発明の譲渡に係る発明者の権利、国有企業等における職務発明の不実施の取扱い、税制上の優遇措置、監督管理部門における事業体による職務発明制度の履行状況の監督検査の実施、発明者氏名表示権・報奨・報酬及び権利帰属に係る紛争の取扱い、事業体と発明者との取り決めの登録等が盛り込まれた案となっている。

## b. 審査体制の強化

SIPOは、審査官の採用数拡大を柱とする審査体制の強化を進めており、2010年に発表された全国専利事業発展戦略（2011～2020年）において、2015年までに審査官数を9,000名とする目標が掲げられた。この方針の下、SIPOの下部組織である専利審査協作中心を北京、江蘇、広東、河南、湖北、天津、四川に設立した。2014年末における各センターの審査官数は、北京2,231名、江蘇1,442名、広東1,374名、河南703名、湖北605名、天津143名、四川104名となっている。2017年末までにそれぞれ2,000名の審査官を採用することが予定されており、2016年以降も審査官

数が増加していくことが予想される。

## c. 特許審査ハイウェイ（PPH）の拡大

SIPOは、2011年11月の日中PPH試行プログラムの開始を皮切りにPPHの対象国を徐々に拡大している。日中PPH試行プログラムは、2013年11月1日の最初の延長を経て、2015年11月1日よりさらに3年間試行期間が延長された。

## d. ウェブサイトによる情報発信の強化

SIPOのウェブサイトでは、中国専利文献の検索や審査経過情報に関する情報発信を強化している。2011年には、明細書の全文検索も可能とした「専利検索とサービスシステム<sup>2</sup>」を公開し、2012年には、審査意見通知書（我が国における拒絶理由通知書に相当）や専利権評価報告書等の審査関連書類や審査経過、権利の状態等を参照できる「中国専利查詢系統<sup>3</sup>」を公開した。

## (4) SAICの取組

SAICは、市場監督管理と関連する行政法執行業務を主管する国务院直属機関である。その一部局として、商標登録業務及びその管理業務、異議申立ての裁定、馳名商標（著名商標）の認定、商標権侵害事件の調査及び処理等を行う「商標局」、拒絶査定不服審判、異議決定不服審判、不正登録等による取消審判、不使用取消審判、馳名商標の認定等を行う「商標評審委員会」を傘下に有する。

## ① SAICの政策動向

第三次中国商標法改正については、改正商標法が2013年8月に全国人民代表大会常務委員会で可決され、2014年5月1日より施行された。改正商標法は、出願人の利便性向上や公平競争の市場秩序の維持、商標権の保護強化等を目指したものであり、主な改正の

1 発明者における事業体への発明の報告義務と事業体の回答義務、職務発明について知的財産権を出願・放棄する場合の事業体の発明者への通知義務等であり、時期的制限を含む。

2 <http://www.pss-system.gov.cn/>

3 <http://cpquery.sipo.gov.cn/> なお、書類の参照は、2010年2月10日以降に出願されたものに限られる。

内容は以下のとおりである。

- ・ 商標審査・審理期限を規定（商標出願審査の9か月以内の完了等）
- ・ 異議申立制度の変更（異議申立不成立に不服の場合は無効審判を請求）
- ・ 馳名商標保護制度の明確化（馳名商標の宣伝広告使用の禁止等）
- ・ 商標専用権の保護強化（法定賠償額の50万元から300万元への引き上げ、懲罰賠償の導入）
- ・ 商標出願及び使用の規範化、公平な競争的市場秩序の維持（他者商標の抜け駆け登録、企業商号としての使用の禁止）
- ・ 商標代理業務の規範化（罰則規定の創設）

また、下位法令である中国商標法实施条例は、2014年5月1日に改正实施条例が施行さ

れた。審判手続に関するSAICの局令である「商標評審規則」は、2014年6月1日に改正規則が施行された。同じくSAICの局令である馳名商標認定保護規定は、2014年7月3日公表された（公表の30日後に施行）。そのほか、人民法院による商標事件審理の管轄、法律適用等の問題について制定した、最高人民法院「改正商標法の施行決定後の商標事件の管轄と法律適用の問題に関する解釈」や、改正商標法施行に伴う、商標審査、商標審判、商標監督管理に関する経過措置についての通知を定めた、「SAICによる改正実施後の《中華人民共和国商標法》に関する問題の通知」等についても公布、施行されている。



## Column 30

## 中国における第四次専利法改正

中国では、中華人民共和国専利法という一つの法律によって、発明、考案、意匠が、それぞれ「発明専利」、「実用新型専利」、「外観設計専利」として保護されています。中国の専利法は、1985年に制定されましたが、1993年の第一次改正、2001年の第二次改正、2009年の第三次改正に引き続き、現在、第四次改正に向けた検討が行われています。第四次改正では、専利保護の強化、専利活用の促進、専利水準の向上等の観点から全面的な改正を受け、2015年4月には中国国家知識産権局（SIPO）から専利法改正案（意見募集稿）、同年12月には中国國務院法制弁公室から専利法改正案（送審稿）の公開意見募集が行われました。

## 1. 専利法改正の背景

2015年12月に中国國務院法制弁公室から公示された送審稿に関する説明によれば、中国における専利権保護に関する問題について、「専利権侵害現象は普遍的に存在しており、とりわけ専利権の集团的侵害、繰返し侵害は深刻であり、それに専利権の無形性と権利侵害行為の隠匿も加わり、専利権擁護のための挙証が難しく、周期が長く、高コストで賠償金額が低く、効果も低いため、中国のイノベーション型企業は大変苦しい立場に立たされている」と指摘し、第四次専利法改正では、「中国の専利法実施における際立った問題に対して、目的性のある解決方法を提案」し、「厳格な専利保護制度の実施」や「専利の実施と活用の促進」等を図る、とされています。

## 2. 2015年12月の中国國務院法制弁公室による「専利法改正案（送審稿）」の主な改正内容

専利法改正案（送審稿）において、実質的に修正されている条文は計33条あり、その内、現行の条文の修正が18条、新規の条文の追加が14条、削除が1条となっています。また、新たに「専利の実施と活用」という章が追加されています。改正内容は多岐にわたりますが、主な内容は次のとおりです。

## (1) 専利の保護に力を入れ、権利者の合法權益を維持する。

- 「挙証の難しさ」の問題に対しては、関連の証拠規則の充実化を図る。
- 「周期（審理期間）の長さ」の問題に対しては、行政の調停調書の効力を明確にする。
- 「賠償金額の低さ」の問題に対しては、故意による権利侵害に対する懲罰的損害賠償制度を設ける。
- 「コスト高、効果の低さ」に関しては、権利の集团的侵害、繰返し等の故意による権利侵害行為に対する取締りを強化し、模倣品・粗悪品に係る処罰の度合いを高め、行政法執行方法の充実化を図り、間接的な権利侵害責任と特定電気通信役務提供者の法的責任を明確にし、専利権保護の信用情報アーカイブを構築する。

（第六十条から第六十三条、第六十六条から第六十八条、第七十四条）

## (2) 専利の実施と活用の促進により、専利の価値を実現する。

- 発明者、考案者の積極性を十分に引き出し、技術のイノベーションを促すために、職務発明創造の範囲を明確にし、当該の機関の物的技術条件を用いて完成された発明創造の所有権の帰属は、取決め優先の原則が適用されるように規定する。
- 国が設立した研究機関、高等教育機関における専利技術の事業化率の低さの問題解決を図るために、発明者または考案者が所属する機関との協議に基づき、専利技術を実施することを許可し、かつ相応の利益を得ることを許可する。
- 専利の実施許諾の需給情報の不均衡といった問題を解決するため、外国の経験を参照し、開放専利制度を導入し、専利の実施許諾コストの低減を図る。
- 規格と専利の間の関係をうまく処理し、規格必須専利の実施を黙示的に許諾する制度を規定する。

- 専利権の濫用防止に資する原則的な規定を追加する。  
(第六条、第十四条、第十六条、第八十一条から第八十五条)

(3) 政府機能の法定要求を具体的に実行に移し、サービス型政府を構築する。

- 依法治国（法に基づいて国を治める）、法に基づく機能の決定の要件を踏まえ、政府部門の機能の変更を早め、国と地方の専利行政部門の機能を明確にし、専利行政部門の市場監督管理の強化、専利公的サービスの提供、専利運用の促進等の責任を強化する  
(第三条、第二十一条、第七十五条、第七十九条)

(4) 専利審査制度の充実化を図り、専利水準を高める。

- 中国の経済発展とイノベーションのニーズに適応させ、世界の発展趨勢とを結び付け、専利保護の客体範囲を適度に拡大し、部分意匠に対する保護を強化し、意匠の専利保護期間延長をする。
- 出願人の利便性向上への寄与の点と専利水準の向上の点から、専利出願、審査、不服審判及び無効手続の最適化を図り、意匠の国内優先権制度を追加し、優先権に関連する要件の規定を整備し、専利の不服審判と無効審判手続の職権審査原則を明確にする。  
(第二条、第十九条から第二十条、第二十九条から第三十条、第四十一条から第四十二条、第四十六条)

(5) 専利代理に係る法制度の充実化を図り、知的財産権サービス業の健全なる発展を促す。

- 実践的な発展ニーズに基づき、専利代理に係る法制度のより一層の改善を行い、専利代理機関、専利代理師の業務執行基本準則を規定し、出願中、出願後の監督管理を強化し、「闇代理」行為を制止し、専利代理業界団体に対して明確な規定を行い、合法的経営、信義誠実で、秩序だった競争に資する法的環境を作り出す。
- 専利行政部門が持つ専利情報市場化サービスと専利運営活動の奨励・規範化における責任を明確にし、市場化、専門化、国際化に対応した専利情報サービス機関の形成、育成を積極的に行い、イノベーション主体に、専利戦略計画、専利分析の事前警告、海外での権利擁護等の高次元のサービスを提供する。  
(第十九条、第七十五条、第七十九条、第八十八条)

※専利法改正案（送審稿、送審稿に関する説明）の原文及び日本語仮訳は、下記ホームページから参照いただけます。

独立行政法人日本貿易振興機構ホームページ

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/opinion.html>

## 5 韓国における動向

韓国では、2012年の知識財産<sup>1</sup>基本法の施行を受けて、国家知識財産委員会が設立され、知的財産強国及び豊かな未来の実現のため、知識財産の創出・保護・活用を政策目標に掲げて、様々な取組を積極的に推進している。また、2013年2月に政権を引き継いだ朴槿恵（パク・クネ）大統領も、新政権の140大政課題の一つとして、知的財産環境の整備を掲げるなど、知的財産重視の方向性を打ち出している。韓国発明の日50周年を迎えた2015年は、特許法院管轄集中の他、医薬品許可－特許連携制度の本格施行<sup>2</sup>、米国特許商標庁との特許共同審査制度の実施等、韓国の知的財産制度は多くの変化があった1年であった。

本節では、我が国との関係に加え、韓国における近年の知的財産政策の動向及び韓国特許庁（KIPO）の各種取組について紹介する。

### (1) 我が国との関係

日本国特許庁（JP0）とKIPOとは、1983年に第1回日韓特許庁長官会合を開催して以降、意匠、商標、機械化、審判に関する各種専門家会合や、人材育成機関間の会合等を開催し、二国間の課題について意見交換を行っている。また、両庁における国際審査官協議も積極的に行われており、特許審査についての相互信頼の醸成を図っている。

#### ① KIPOとの各種会合について

##### a. 日韓特許庁長官会合

第27回日韓特許庁長官会合は、2015年10月にソウルで開催され、特許分野では、PPHのさらなる発展に向けて、統計情報の提供や案件リストの交換をより多くの庁に拡大していくように、両庁で協力すること、意匠分野では、ハーグ制度の発展に向けた議論を継続すること、商標分野では、悪意の商標出願セミナー（2016年3月に東京で開催）の協力、TM5における協力、機械化分野では、データ交換のフォローアップ、グローバル・ドシエの取組推進に共に協力すること、審判分野では、日韓審判専門家会合を継続して開催すること等で合意した。

##### b. 日韓意匠専門家会合

第14回日韓意匠専門家会合は、2015年11月にソウルで開催され、意匠の国際登録出願の審査に関する現状と課題等について意見交換を行った。また、2014年度から開始した審査判断の相互理解のための共同プロジェクト（両庁が仮想案件について模擬審査を行い、判断基準やプロセス等について意見交換を行うもの）については、継続することで両庁が合意した。

##### c. 日韓商標専門家会合

第13回日韓商標審査専門家会合は、2016年3月に韓国・大田にて開催され、日韓双方の商標法・制度の最新の状況、品質管理、著名商標、非伝統的商標の動向等について情報・意見交換が行われた。また、ニース国際分類表における日韓類似群コード対応表作成及びIDリストの日韓対訳表の作成に関する具体的な内容、スケジュール等について検討がなされた。また、地理的表示リスト、地域団体商標リスト及び著名商標のリストの交換について、リストの作成に合意するとともに、今後必要な作業を進めることとなった。

1 韓国では、2011年7月の「知識財産基本法施行令」の制定に合わせ、文学・芸術・デザイン・発明・特許等、全ての知的活動により創出される無形財産に関する法律用語を「知識財産」に統一している。ここでは、固有名詞及び韓国政府による発表を引用した箇所について、「知識財産」の語を使用している。

2 2012年の韓米自由貿易協定（FTA）に伴い導入され、その一部の施行が3年間猶予されていたが、2015年3月15日より本格施行。これにより、新薬メーカーの特許権への当事者系審判（無効審判等）の請求件数が急増し、2015年3月～4月の製薬会社による当事者系審判請求件数は1,360件と、2014年1年間の件数（107件）の約13倍を記録した。

#### d. 日韓機械化専門家会合

第18回日韓機械化専門家会合は、2015年7月に東京にて開催され、日韓間のデータ交換の対象拡大に実務者間で合意するとともに、ワンポータルドシエとWIPO-CASEとの連携、機械翻訳等に関する議論を行った。

#### e. 日韓審判専門家会合

第6回日韓審判専門家会合は、2015年7月に東京で開催され、審判の最新情報を交換するとともに、判定制度（日本）、権利範囲確認審判制度（韓国）の紹介や、商標審判制度の概要について議論を行った。

### (2)近年の知的財産政策の動向

韓国政府は、2011年7月の「知識財産基本法」の施行に伴い、「国家知識財産委員会」を設置するとともに、第1次国家知識財産戦略計画（2012～2016）を策定し、知識財産の創出・保護・活用的好循環体系の構築を通じた「知識財産強国、豊かな未来」の実現に向けた取組を行っている。

また、2012年1月、韓国政府は、国家知識財産委員会において、李明博大統領（当時）、金滉植國務総理（当時）出席の下、2012年を「知識財産強国元年」と宣言し、知的財産政策に対し積極的に財源配分を行った。この流れを受けて、2013年2月に政権を引き継いだ朴槿恵大統領も「知識財産の創出・保護・活用体系の先進化」を新政権の140大政課題の一つとして発表している。

さらに、2014年10月には、64人の与野党議員と20人の官民専門家が参加し、グローバル特許立国への飛躍を目的とする「世界特許ハブ国家」推進委員会が発足し、知的財産関連法の改正等の環境整備に取り組んでいる。

#### ①知識財産基本法と国家知識財産基本計画

2011年7月、知的財産の創造、保護及び活用に関する基本理念並びにその実現に向けた基本事項を規定する知識財産基本法が施

行され、政策の立案・推進のために「国家知識財産委員会」が設置された。これを受け、2011年11月には、「第1次国家知識財産基本計画（2012～2016）」が議決された。この計画では、5大分野として「価値ある知識財産の創出促進」、「知識財産保護の実効性確保」、「知識財産による新産業創出及び公正な活用秩序の実現」、「知識財産と親和的な社会基盤の造成」、「新知識財産保護及び育成体系の確立」が掲げられて、グローバル競争力の強化や知的財産審査・登録の安定性向上、知的財産権人材の育成等が重点推進課題として挙げられている。また、2014年3月には、第10回国家知識財産委員会会議において、「2014年度国家知識財産施行計画」が策定された。同計画においては、「市場の需要に応える知識財産の創出」、「知識財産活用エコシステムを活性化」、「知識財産紛争及び侵害への対応を多角化」、「知識財産の公正取引及び尊重文化の拡散」、「地域の力量及び中小・中堅企業支援を強化」、「知識財産サービス市場の専門性を向上」、「有望新知識財産の先制的発掘・育成」、といった重点7大推進課題が掲げられた。

#### ②知的財産の創出・保護・活用体系の先進化

2013年2月に誕生した朴政権は、「社会福祉の拡充」、「経済民主化」、「創造経済」の実現という政策三本柱のもと、韓国の国政課題を140大政課題として発表した。その中で、知的財産に関するものを「知的財産の創出・保護・活用体系の先進化」として挙げている。主な内容は以下のとおりである。

- ・ 知的財産の価値評価及び金融活性化等、知的財産の利用を最大化
- ・ 知的財産の権利救済の実効性確保、及び侵害対応を強化
- ・ 中小・中堅企業の知的財産権紛争対応の力量を強化
- ・ 正当な知的財産保証システムの確立、及び国民の認識を向上



### ③世界特許ハブ国家推進委員会の活動

世界特許ハブ国家推進委員会は、各省庁や関連機関と協力し、特許権保護強化のための特許法改正案を2015年2月の臨時国会に発議した。本改正案は、①懲罰的損害賠償の導入（3倍賠償制度<sup>1</sup>）、②実施料損害賠償条文の変更、③証拠提出の強化、④侵害立証責任の原告から被告への転換（被告への実施行為開示義務新設）、⑤計算鑑定人に説明義務を賦課、を含むものである。その後、これらの中では③及び⑤のみが審議され、2016年3月22日に国会を通過している。

### (3)KIPOの取組

KIPOは、特許、実用新案、意匠、商標、半導体集積回路、及び営業秘密を所管する、産業通商資源部の外局である。2013年2月の朴政権発足後、同政権の政策実現に向けて、知的財産分野での新たな戦略が発表された。

#### ①知識財産基盤の創造経済の実現戦略

韓国政府の政策三本柱の一つである「創造経済」の実現に向け、KIPOは2013年6月、「知識財産基盤の創造経済の実現戦略」を発表した。これは、知的財産を基盤とする創造経済を実現するための5か年戦略を定めたもので、「創造と挑戦を通じて国民の幸せを実現」、「知的財産と共に成長する企業」、「創意努力を尊重する創造文化社会」を目標としている。主な内容は以下のとおりである。

##### a. 知識財産環境能力の強化戦略(点戦略)

- ・知識財産行政サービスの高度化
- ・知識財産関連の司法制度を確立
- ・国内外における知識財産ガバナンスを構築

##### b. 単位別の連結強化戦略(線戦略)

- ・知識財産に強い創意的な人材の育成

- ・知識財産中心の研究開発（R&D）の革新
- ・知識財産基盤の創業及び事業化を促進
- ・健全な知識財産市場の環境を構築

##### c. 環境全体の連携・統合戦略(面戦略)

- ・創意的アイデアの実現及び保護体系強化
- ・知識財産基盤の創造企業の成長を促進
- ・知識財産サービスに関する「政府 3.0<sup>2</sup>」を実現

#### ②KIPOの2016年度の業務計画

KIPOは、2016年1月、「創造経済実現に向けた国家知的財産競争力強化」というタイトルの2016年業務計画を発表した。同業務計画は、2015年に特許庁が推進した政策の成果とこれに対する評価を基に、2016年に特許庁が推進する政策に関する具体的なプランと意志を盛り込んでいる。主な内容は以下のとおりである。

##### a. 品質中心の審査・審判サービスを提供

- ・産業現場や特許顧客等との疎通・協力を強化、外国特許庁との審査協力を拡大
- ・特許審判院の審決が裁判所で実質的に活用されるよう無効審判制度を改善

##### b. 優秀知的財産の創出・活用を促進

- ・政府 R&D 特許設計プログラム<sup>3</sup>を導入、中堅・中小企業の IP-R&D 連携戦略支援を拡大
- ・知的財産基盤の創造企業（IP スター企業<sup>4</sup>）100社を育成
- ・3,000億ウォン IP 金融支援、地域別特許取引専門官（17人）による IP 取引活性化

##### c. 知的財産保護の実効性を拡大

- ・IP-DESK<sup>5</sup> 追加開所（中国西安）、海外商標ブローカーへの対応等、K ブランド<sup>6</sup> 保護強化

1 故意又は重過失によって他人の特許権を侵害する場合には、実損害と認められる損害賠償額の3倍を超えない範囲内で損害賠償責任を認めるもの。

2 2013年6月に韓国政府から発表された、公共の情報を積極的に公開することを定めた計画。

3 未活用特許問題の解決のため、公的研究機関の優秀発明等に対し最適の権利範囲を設定し、海外権利確保戦略の策定を支援。

4 知的財産基盤がしっかり整った強い中小企業のこと。

5 海外知識財団センターのこと。韓国企業の海外進出を知的財産面から支援するため、KIPOの予算で大韓貿易投資振興公社（KOTRA）が運営している。

6 韓国ブランドのこと。

- ・チャイナ団体保険<sup>1</sup>の運営、参加保険会社の拡大等、「知財権訴訟保険発展3か年計画」を推進
- ・知的財産先進5か国（IP5）協議体による知財権分野国際秩序の変化をリード

#### d. 知的財産人材養成及び行政サービスを改善

- ・発明教育センターの追加設置（2か所）及び現代化（11か所）、知的財産学点銀行制<sup>2</sup>の拡大（8大学）
- ・実務中心の弁理士試験出題ガイドラインの作成等、弁理士養成体制を改善

### ③制度改正の動向

2015年の韓国の知的財産制度改正の主な動向として、特許法については、新規性喪失の例外の主張可能な時期の拡大や登録後の分割出願制度の導入が行われた。また、民事訴訟法一部改正により、これまで一般法院で担当していた知財侵害訴訟の1審は全国高等法院所在地の地方法院5か所（ソウル、大田、大邱、釜山、光州）に移管され、2審を特許法院へと集中させる管轄集中が2016年1月より始まった。さらに、不良特許の予防に向けた特許検証の強化、早期の権利確定及び正当な権利者の保護強化に重点を置いて改正された特許法が2016年2月29日に公布された。本改正法は2017年3月1日に施行される予定。

商標法については、2016年2月に商標法全文改正が国会で議決し、難しい用語を易しい用語に変え、長くて複雑な文章を簡潔にする

など、法文章を理解しやすいように整備される。

今後は、外国語（英語）での弁論・判決を可能にする特許法改正等が国会で審議される予定。

#### a. 特許法改正(2015年7月28日施行)

- ・公知例外適用（新規性喪失の例外）の主張可能な時期の拡大（特許法第30条）  
公知例外主張が「出願時」だけでなく、「事後主張（設定登録以前）」も可能になるよう公知例外適用の主張可能期間を拡大。
- ・登録後の分割出願制度の導入（特許法第52条）

改正前は、分割出願が可能な期間は、補正可能期間及び拒絶決定に対して審判請求できる期間内とされていたが、改正後は、改正前の期間に加え、特許登録査定後、設定登録前においても分割出願が可能となる。

#### b. 民事訴訟法一部改正(2016年1月1日施行)

- ・知財侵害訴訟の管轄集中

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、品種保護権の侵害による民事事件に適用。

特許権等侵害訴訟の第一審は、全国高等法院所在地の地方法院5か所（ソウル、大田、大邱、釜山、光州）に集中させる。

特許権等侵害訴訟の第二審は、特許法院に集中させる。審決取消訴訟と特許権等侵害訴訟の第二審が専門性の高い特許法院で扱われることにより、産業財産権の紛争解決がより専門的かつ効率的に行われることが期待される。

#### 3-1-19 図 知財侵害訴訟の管轄集中

|             | 変更前             | 変更後          |
|-------------|-----------------|--------------|
| 特許権等侵害訴訟第一審 | 全国 58 か所の地方法院   | 全国 5 か所の地方法院 |
| 特許権等侵害訴訟第二審 | 23 か所の高等法院・地方法院 | 特許法院         |
| 審決取消訴訟      | 特許法院            |              |

1 KIP0 は中国市場に進出する中小企業向けの知財権訴訟保険団体商品の発売を 2015 年 10 月に発表。中国で発生する知財権民事及び刑事訴訟にかかる法律費用を補償する。

2 社会の各種教育・訓練機関の教育課程を履修した者に「学点」（単位）を与え、それを累積して学位が取得できるようにした制度。

c. 特許法改正(2016年2月29日公布、2017年3月1日施行予定)

・特許取消申請制度

誰でも先行技術情報等の特許取消理由を提供すれば、審判官が判断し、迅速に不良特許を取り消すことが可能となる。

・職権再審査制度

特許決定後でも特許登録前の間に重大な瑕疵を発見したときは、特許決定を取り消し再度審査することが可能となる。

・審査請求期間の短縮

早期の権利確定に向け、5年から3年に短縮。

・特許権移転請求制度

他の人が正当な権利者の発明を盗用して特許を受けた場合、裁判所へ直接特許権の移転を請求することが可能となる。

・職権補正範囲の拡大

迅速な審査のために、些細な記載不備等は審査官が職権で補正して特許決定できるように許容する。

・訴訟手続き中止申請制度

当事者の申請によって特許に対する審決確定まで侵害訴訟等の手続きを中止することが可能となる。

## Column 31

## 変わる韓国特許法院

韓国では、グローバル特許立国への飛躍を目的として、2014年10月、64人の与野党議員と20人の官民専門家が参加し、世界特許ハブ国家推進委員会が発足しました。そして2015年6月には、世界特許ハブ国家推進委員会所属の国会議員2名及び特許法院長を共同委員長として、大法院の下にIPハブコート推進委員会が発足しました。IPハブコート推進委員会は、特許法院の専門性強化と国際化を図り、韓国裁判所をグローバルIP紛争解決の中核的な存在にすることを目的とし、国会議員を含む国家知識財産委員会、特許庁、法務部、弁護士協会等のメンバーで構成されています。IPハブコート推進委員会では、世界特許ハブ国家推進委員会の推進課題の一つであった「侵害裁判の管轄集中」についても議論され、その後の法案成立につながっています。以下、韓国特許法院に関係する最新のトピックスをご紹介します。

### ○知財侵害裁判の管轄集中化

韓国国会は2015年11月、民事訴訟法一部改正法律案、法院組織法の一部改正法律案を可決し、2016年1月1日より、特許権等の侵害訴訟を管轄集中することになりました。具体的には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、品種保護権の侵害による民事事件（特許権等の侵害を原因とする損害賠償請求・侵害禁止請求等）に適用されます。この制度により、これまで一般法院で担当していた特許権等の侵害訴訟の、第一審を全国高等法院所在地の地方法院5か所（ソウル、大田、大邱、釜山、光州）へ、第二審を特許法院へと集中させることになりました。

### ○知財侵害裁判の管轄集中化に伴う特許法院の組織再編

管轄集中化に伴って増大する業務量に対応するため、特許法院に裁判部が一つ新設されました。また、従来特許法院では審決取消訴訟のみを専属管轄しており、その訴訟において判事を補佐するための技術審理官を置いていましたが、侵害裁判を管轄するに当たり調査官を新たに導入するということです。調査官と技術審理官とは、裁判官の技術的事項の諮問に随時応じる役割を担う点では共通していますが、技術審理官が口頭弁論に参加して裁判長の許可を得て訴訟関係人に技術的な事項に関して質問する役割も担うのに対し、調査官にはそのような権限が与えられていない点で相違しています。なお、調査官及び技術審理官は、弁理士等の民間人材が登用される場合もありますが、多くの人材が韓国特許庁から供給されています。

### ○弁論、判決文の英語化の実現に向けて

特許裁判における弁論、判決文の英語化の実現に向けて特許法院に国際裁判部を設置すること等が、IPハブコート推進委員会で提言されていますが、その具体化のため、2016年1月に、特許法改正案が議員立法で国会に提出されています（2016年5月中旬現在未成立）。

特許法改正案の内容は、審決取消訴訟の第一審（特許法院）及び特許権に関する民事訴訟の第一審及び第二審（地方法院及び特許法院）では、当事者の希望を受けて裁判所が許可すれば、外国語で弁論や判決が実施できるというものです。法律は特許法ですが、具体的な事項（外国語の範囲や許可の手続等）は、大法院規則で定めるとされています。

韓国では、2016年4月13日に国会議員の総選挙が行われ、新たな国会が同年5月30日からスタートしますが、それまでに前国会で成立しなかった法案は一旦廃棄されることになるため、具体的にいつ実現するかということは不透明な状況です。しかしながら、挙国体制で設立されたIPハブコート推進委員会で推進すべき事項として挙げられていることから、今後具体化に向けた取組が進んでいくものと思われます。



#### ○韓国特許法院のこれから

IP ハブコート推進委員会では、上記の他にも特許法院裁判官の専門性強化（技術や英語の素養のある裁判官の任命、任期の長期化等）、特許法院への ADR の設置等が提言されており、特許法院を国際的な紛争解決のハブとするべく、今後も特許法院の機能強化に取り組んで行くということです。

また、管轄集中についても、知財刑事事件の第二審管轄を特許法院に集中させる法案（第一審に関する規定は無く、第二審の管轄集中のみ）が 2016 年 2 月に議員立法で国会に提出されており、特許法院の果たす役割がますます拡大する方向に進んでいくものと思われます。

## 6 台湾における動向

台湾では、喫緊の課題とされている一次審査未着手件数の削減に取り組む一方で、発明専利加速審査作業方案（AEP）や、内外ユーザーの要望を反映した専利法及び商標法の大規模改正、我が国や米国、韓国との間で特許審査ハイウェイを実施するなど、知的財産制度の利便性向上にも注力している。

本節では、我が国との関係に加え、台湾における近年の知的財産政策の動向及び台湾智慧財産局（TIPO）の取組について紹介する。

### (1) 我が国との関係

我が国と台湾は経済的な関係が強く、日本から台湾への特許出願件数についても、2015年には12,284件と、日本から海外への出願では五大特許庁に次ぐ規模となっている。また、台湾における国籍別出願件数を見ると、外国籍では、日本からの出願が最も多い（台湾が同年に受理した特許出願総件数44,415件の27.7%に相当）。この状況下、2012年4月には、（公財）交流協会と亜東関係協会との間で、民間覚書である「特許審査手続分野における相互協力に関する覚書」が署名されたことを受け、2012年5月より日台特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラムを開始した。2013年11月には、同協会間で、同じく民間覚書である「優先権書類の交換分野の相互協力のための了解覚書」が署名されたことを受け、2013年12月より日台間で特許・実用新案登録出願に関する優先権書類の電子的交換を開始した。さらに、2014年11月に、同協会間で、民間覚書である「日台特許手続微生物寄託覚書」が署名され、2015年6月18日より、特許手続における微生物寄託の相互承認を開始した<sup>1</sup>。

### (2) 两岸関係

2010年に発効した「海峡兩岸知的財産権保護協力協議」において専利・商標の優先権の相互承認、知的財産諸問題の協議処理メカニズムの構築、業務交流等を行っている。優先権の相互承認については、2015年第4四半期までに、専利26,437件、商標284件の

台湾の優先権主張が中国で受理され、専利16,001件、商標437件の中国の優先権主張が台湾で受理されている。

そのほか、2015年4月に、第10回兩岸商標フォーラムが開催され、台湾側からは智慧財産法院や民間企業及びTIPO等、中国側からは工商総局や商標局、中華商標協会及びその会員等、両国の学術界、政府機関及び産業界から200名以上が参加し、中国で2014年5月1日から施行された新商標法について議論され、その他中国での知財法院の設置と運用の現状について、並びに産業界が重視しているブランド協力の発展戦略等について、議論が行われた。また、2015年9月には、第8回兩岸専利フォーラムが開催され、TIPOの王美花局長、中国国家知識産権局（SIPO）の何志敏副局長をはじめ、兩岸の産学官各界から200名以上が出席する中、兩岸の専利分野における最新の発展、専利法制度の発展状況、専利の審査において直面するチャレンジ及び対策法等について意見交換が行われた。

### (3) 近年の知的財産政策の動向

台湾では、2002年のWTO加盟及び「知的財産権の保護貫徹行動計画」策定、2004年11月の保護智慧財産権警察大隊（2014年1月に刑事警察大隊に組織変更）の発足、2008年7月の智慧財産法院の設立等、知的財産の保護が着実に強化されている。以下、主要な知的財産政策について紹介する。

<sup>1</sup> 日本国特許庁としては、交流協会に対して我が国国内法令の範囲内でできるかぎりの支持と協力を与えるとの立場から日台 PPH 試行プログラム、日台特許等優先権書類電子的交換及び特許手続上の微生物寄託分野における相互承認を実施。

## ①知的財産権の保護貫徹行動計画

台湾行政院は、知的財産権の保護政策の実施を目的として、2002年より「知的財産権の保護貫徹行動計画」を3年ごとに策定している。現在は、2015年に策定された「知的財産権の保護貫徹行動計画（2015-2017年）」に基づき、知財政策及び法規の健全化、模倣品・海賊版の取締りの強化、教育宣伝の強化、国際及び兩岸の協力強化等、7大目標を掲げ、具体的な取組を計画、実施している。

## ②国家知的財産戦略綱領

2012年10月、台湾行政院において「国家知的財産戦略綱領」が策定された。同綱領では、知的財産権の保護と流通を実施するとともに、国家知財能力を整合して産業競争力を向上させる6大戦略として、i 高付加価値化された専利の運用創造、ii 文化コンテンツ利用の強化、iii 卓越した農業価値の創造、iv 学界における知的財産流通の活性化、v 知的財産権の流通及び保護体制の実施、vi 質、量共に十分な知的財産実務人材の育成、を打ち出している。

## (4)TIP0の取組

TIP0は、特許、実用新案、意匠、商標、著作権、半導体集積回路及び営業秘密を所管する、台湾經濟部の外局である。

## ①清理専利積案計画(専利滞貨クリーンアップ計画)

TIP0では、一次審査通知までの期間の増加が大きな問題となっており、台湾行政院にお

いて承認された「清理専利積案計画（専利滞貨クリーンアップ計画）」に従って、一次審査未着手件数の解消をするために、任期付審査官の採用、検索外注機関である財専利検索中心の設立（2012年5月）等の取組を実施している。この結果、一次審査未着手件数は2012年以降減少に転じ、2012年には15万件以上あった同件数は、2015年末には、72,510件となり、急速に減少している。また、月平均の審査終結期間は、ピーク時であった2012年7月の47月から、2013年12月は38.1月、2014年12月は29.7月、2015年12月には22.9月と、近年着実に短縮している。

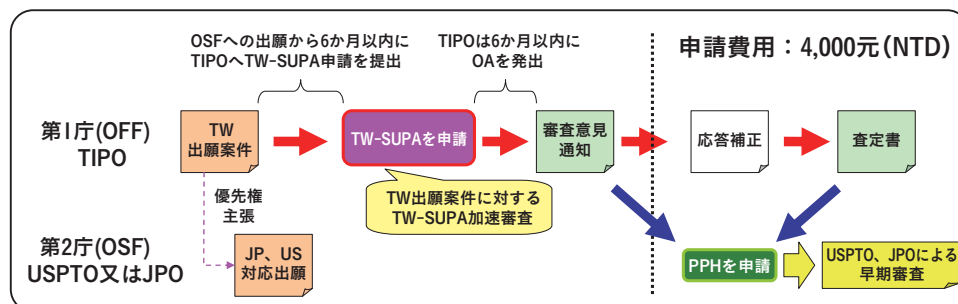
## ②早期権利付与に向けた取組

TIP0では、2009年に開始した「発明専利加速審査作業方案（AEP）」に基づき、「加速審査」と呼ばれる早期審査を実施している。この制度では、出願人の請求から原則として6か月又は9か月以内に審査結果の通知書を発行する制度となっている。

また、PPHについては、2011年9月に台米PPH試行プログラムを開始し、2013年には正式に施行された。我が国との間でも、2012年5月より日台PPH試行プログラムを開始しており、2014年5月には更に3年間の試行延長及びPPH MOTTAINAIの導入を行った。

さらに、2012年3月より、「TW-SUPA（TW-Support Using the PPH Agreement）方案」を実施している。これは、TIP0（第一庁）に出願後、同一発明をPPH実施庁（第二庁）に出願した場合に、同方案を利用することによって、TIP0において審査結果を6か月以内に得

3-1-20 図 TW-SUPA の概要



ることができる。台湾における審査期間が大幅に短縮されるとともに、その後、第二庁において PPH を利用することによって、権利を迅速に取得することが可能となった。

なお、2016 年 4 月 1 日から、特許出願における AEP、PPH、TW-SUPA の早期審査申請時の早期公開要件は不要となった。

### ③制度改正の動向

2011 年にユーザーの要望を多く取り込んだ専利法改正（2013 年 1 月 1 日施行）及び商標法改正（2012 年 7 月 1 日施行）が行われ、数年ぶりの大規模改正となった。この専利法改正については、一部内容を変更する法改正が行われ、2013 年 6 月 13 日に施行されている。2013 年 1 月には営業秘密法が、2014 年 5 月には智慧財産案件審理法及び智慧財産法院組織法が改正され、営業秘密の保護が強化された。また、2015 年には専利師法改正（2016 年 1 月 1 日施行）が行われ、専利師の受託できる業務範囲や職前訓練等、実務的事項が改正された。

#### a. 専利法改正

##### ア) 2013 年 1 月 1 日施行

主な改正内容は以下のとおりである。

- ・新規性喪失の例外事項として、刊行物発表を追加。
- ・故意でなく出願時の優先権主張をしなかった場合、納付期限内に専利証書費又は年金を納めなかったため失権した場合に、その権利回復を申請するメカニズムの新設。
- ・特許請求の範囲と要約の明細書からの独立。
- ・出願人による自発補正の時期的制限を緩和し、特許出願の初審における特許査定後 30 日以内に出願分割できるよう緩和。
- ・専利権の効力が及ばない事項について改正。例えば、非商用目的の非公開行為、台湾内外の薬物市場での販売許可の取得を目的とする研究試験、国際消尽原則の明確な採用等。
- ・医薬品又は農薬の専利権の期間延長に関する規定を改正。

- ・強制実施権の理由、手続及び補償金査定の規定を改正。
- ・開発途上国及び後発開発途上国（LDC）の公衆衛生問題のために、薬品の製造と輸入の強制実施を可能とした。
- ・専利の無効審判制度を改正。例えば、職権による審査の排除、一部請求項に対する無効審判請求を可能とした（無効審判と訂正審判の合併審判・合併査定等）。
- ・専利権侵害の主観要件を明確に定義し、損害賠償の計算方式、専利（登録番号の）表示の規定を改正。
- ・同一出願人による特許と実用新案の同日出願に関する規定を新設。TIP0 が特許可能と認めた場合に、出願人にいずれかの権利を選択させ、出願人が特許を選んだ際に、実用新案はなかったものとみなす。
- ・部分意匠、アイコンとグラフィカルユーザーインターフェースの意匠、組物意匠を解禁し、関連意匠制度を新設。

##### イ) 2013 年 6 月 13 日施行

- ・2013 年 1 月 1 日施行の改正専利法では、特許及び実用新案の同一人による同日出願について、出願人が特許権を選択した場合に、実用新案登録は出願されなかったものとして取り扱われていたが、本改正により特許の公告日から消滅に変更。
- ・2013 年 1 月 1 日施行の改正専利法施行で削除された、懲罰性損害賠償規定（3 倍）を復活。
- ・実用新案技術報告書の提示を警告時の条件として規定。

##### ウ) 2014 年 3 月 24 日施行（水際保護に係る条文新設）

- ・裁判所に仮処分を申請することなく、税関へ書面をもって侵害の事実を説明し、担保金を支払うことで差押えを可能とする。

#### b. 商標法改正（2012 年 7 月 1 日施行）

主な改正内容は以下のとおりである。



- ・商標登録の保護客体を拡大。例えば匂い、動きやホログラム等の新しい商標。
- ・「商標の使用」の態様について明文化。
- ・登録料の二期分納制度を廃止。
- ・商標の不当な併存登録の回避規定。
- ・故意でない納付期限徒過について回復規定を新設。
- ・消費者に誤認・混同を引き起こすおそれがある場合、使用事実の立証規定を新設。
- ・「損害賠償」は侵害行為者に主観上の故意・過失があることを必要とする。
- ・著名商標の識別性又は信用・名誉毀損のおそれの「可能性」だけで権利侵害行為とみなす。
- ・他人の「登録商標」を自己の会社名称等にすることを侵害とする。
- ・税関の職権による押収の法的根拠の明確化。
- ・産地証明標章、産地団体商標等を明確化、証明標章権の直接・間接侵害の刑事罰規定を新設。

#### c. 営業秘密法改正(2013年2月1日施行)

- ・刑事罰の追加：最大5年の懲役、5,000万台湾ドル（約1.5億円）の罰金等、厳罰化。
- ・域外加重規定：営業秘密の台湾外への持ち出しに対し、罰則を加重し非親告罪とした。
- ・刑事罰の両罰規定：法人の代表者又は従業員が、業務の遂行によって刑事責任を負う場合、法人に対しても罰金を課す。
- ・違反防止行為者の保護：両罰規定は存在するものの、法人等が違反行為防止措置を実施していれば、処分対象より除外する。

#### d. 智慧財産案件審理法及び智慧財産法院組織法改正(2014年6月6日施行)

##### ア)智慧財産案件審理法<sup>1</sup>

- ・当事者が営業秘密を侵害されたと主張したは侵害のおそれがあるとの事実を釈明し、相手方がそれを否認するときは、相手方は期限を定めて否認の理由を答弁するよう命じられる。相手方が正当な理由無く期限内に答弁しなかったまたは答弁が具体的でなかった場合、事情を参酌して当事者が釈明済みの内容を真実と認めることができる。
- ・営業秘密法違反の刑事事件も智慧財産法院が管轄する。

##### イ)智慧財産法院組織法

- ・営業秘密法違反の刑事事件も智慧財産法院の管轄になったことによる改正。

#### e. 専利師法改正(2016年1月1日施行)

- ・専利訴願と行政訴訟、専利侵害鑑定及び専利コンサルタント等の事項を含む専利師の受託できる業務範囲の拡大。
- ・法人で雇用される就業形態を追加。
- ・専利師及び専利代理人への在職者研修制度の追加。
- ・専利師証書を取得せずに特定業務を受託する、専利師証書を他人へ借用する、不実の広告、営業広告を掲載するなどの行為に対する罰責の強化、並びに現行の制裁後に刑事罰という手続から直接刑事罰に処することができるよう改正。

1 知的財産訴訟手続きを規定する法律であり、刑事、民事及び行政訴訟の起訴、上告及び抗告についての管轄法院等を規定している。

## Column 32

## 工業技術研究院（ITRI）の知的財産活動

台湾には、公的総合研究機関として、財団法人工業技術研究院（ITRI）が設置されています。

ITRI は、1972 年に經濟部参加の非営利組織として設立されました。当時、発展の途上にあった台湾の科学技術産業においては、海外にて研鑽を積んだ技術者、研究者の受け皿が十分ではなく、そのため、ITRI はこれらの人材の受け皿としての機能を果たすとともに、その優秀な人材を活用して、台湾における科学技術の発展を支援してきました。ITRI からスピノフした企業は数多く、半導体ファウンダリの TSMC 社等、現在では台湾経済を支えるに至るまで成長した企業も存在しています。また、公的資金を資金源とするのみでなく、研究受託、技術支援サービスの提供等を通して、民間からの資金を得ていることも特徴の一つといえます。

また、ITRI は、自ら研究開発を行い、特許を取得するのみでなく、技術移転についても積極的に推進しています。2000 年には、内部に技術移転センターを設け、知的財産の活用をさらに強力に進めています。当センターでは、ITRI で生み出された発明の技術移転を行うだけでなく、外部における技術マッチングの支援にも取り組んでいます。

例えば、ウェブサイト（Taiwan Technology Marketplace）<sup>1</sup> を開設して、知財流通の場を提供すると共に、知財オークションの運営、知財サービスを提供する企業の設立や知財マッチング業者の育成等の取組を推進し、知的財産の円滑な流通を支援しております。その結果、現在において、ITRI における技術移転関係の収入は 11 億台湾元（約 40 億円）を越えています。

近年は、日本企業を含む海外企業への技術移転にも取り組んでおり、知財面での ITRI の取組は、今後も注目に値するものと言えるでしょう。

<sup>1</sup> <http://www.twtm.com.tw/>

## 7

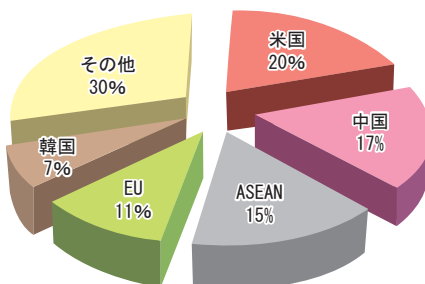
## ASEAN における動向

2015 年の我が国から ASEAN 諸国への輸出額は、米国、中国に次ぐ規模であり、2014 年度の我が国の海外現地法人数の増加数も、ASEAN 5 か国（シンガポール、タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン）が中国を上回るなど、ASEAN 諸国は我が国企業の今後の事業展開先として有望視されている。

他方、我が国企業の海外における模倣品被害に関して、ASEAN 6 か国（シンガポール、タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ベトナム）での被害が中国、韓国に次いで多い<sup>1</sup>など、ASEAN 諸国の投資環境の整備の観点から、知財制度の整備・強化が急務となっている。

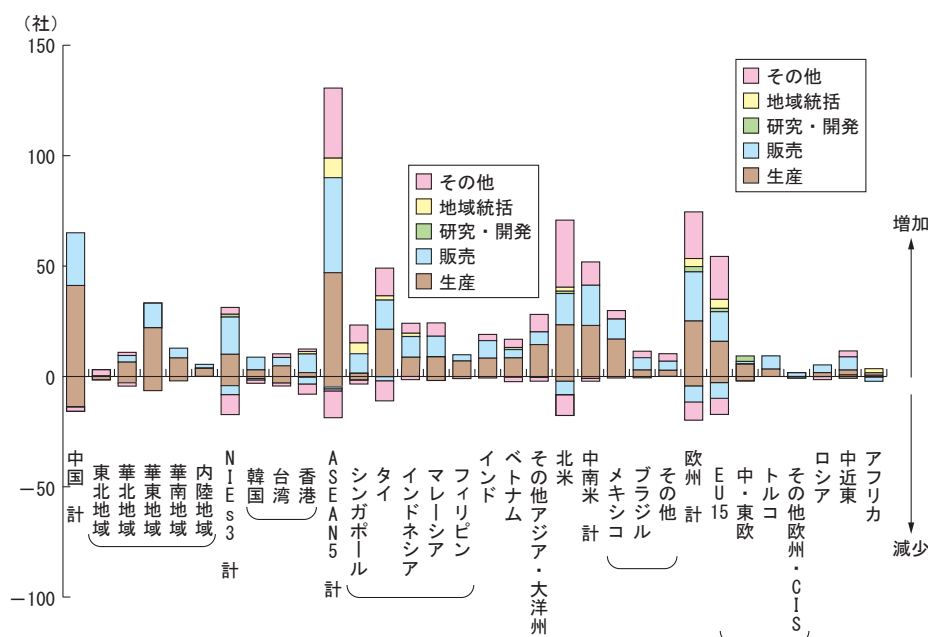
このように、ASEAN 諸国は、我が国からの貿易・投資拡大が見込まれ、今後も高い経済成長が予測される。本節では、我が国との関係に加え、ASEAN 各国における近年の知的財産政策の動向、各種取組を紹介する。

3-1-21 図 国別貿易動向（輸出）2015 年



（資料）2015 年財務省貿易統計

3-1-22 図 海外現地法人数の増減（2014 年度中）



1 2015 年度模倣被害調査報告書

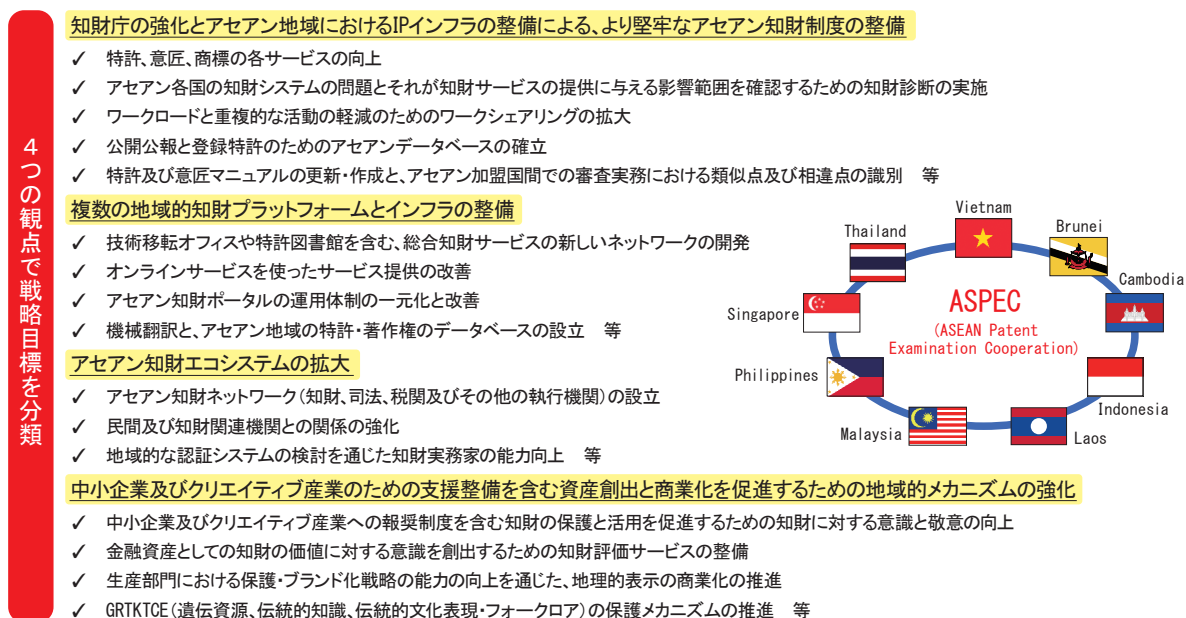
## (1) ASEAN 域内の協力

2015年12月にASEAN経済共同体(AEC)を実現したASEANは、「ASEAN知的財産権行動計画2011-2015」の後継となる「ASEAN知的財産権戦略行動計画2016-2025」をまとめ、知的財産分野においても引き続き積極的な取組を行っている。本行動計画は、2015年11月の第27回アセアンサミットにおいて採択されたもので、知財庁の強化と知財インフラの整備、地域的知財プラットフォームとインフラの整備、アセアン知財エコシステムの拡大、資産創出と商業化を促進するための地域的メカニ

ズムの強化等が目標として掲げられている。

また、ASEAN加盟国では、域内での特許審査の迅速化のため、ASEAN特許審査協力(ASPEC: ASEAN Patent Examination Cooperation)プログラムを2009年6月より開始している。これは、出願人が、ASEAN域内の複数の特許庁に対し同一の特許出願を行った場合、早期に審査を終了した特定の特許庁の審査結果を他の特許庁に審査の参考資料として提出することを可能とするものである。これにより審査の質の向上や審査期間の短縮といった効果が期待されている<sup>1</sup>。

## 3-1-23 図 ASEAN 知的財産権行動計画 2016-2025 及び ASPEC プログラムの概要



(資料)特許庁作成

我が国との関係では、ASEAN 知的財産協力作業部会(AWGIPC)を通じ、知的財産分野における日ASEAN間の協力の在り方を議論してきた。また、2012年2月には、日ASEAN間の知的財産協力を進めていくため、第1回日アセアン特許庁長官会合が東京で開催され、ASEANの経済成長のための知的財産保護強化及びそれを実現するための日本の協力を確認した「東京知財声明」が採択された。さらに、同年7月には、第2回日アセアン特許庁長官

会合がシンガポールにて開催され、日本国特許庁とASEAN各国の知的財産庁との間で知的財産に関する協力覚書を取り交わした。同覚書では、国際条約への加盟の遅れ、不十分な審査能力、域内各国の保護レベル格差といったASEANが抱える課題に対応するため、また、進出する日系企業の円滑な事業活動・知的財産活用のため、具体的なアクションプラン(行動計画)を設けることとなった。同年以降、日アセアン特許庁長官会合において、我が国

1 他の特許庁による審査への拘束力を持つものではない。また、早期審査の要素は定められていない。2016年2月現在で82件の利用がされている(<http://www.ipos.gov.sg/AboutIP/TypesofIP/WhatIsIntellectualProperty/WhatIsaPatent/ApplyingforaPatent/ASEANPatentExaminationCo-operationASPEC.aspx>)。



のアセアンへの知的財産協力を毎年レビューし、アクションプランを策定している。2015年5月には、第5回日アセアン特許庁長官会合が奈良にて開催され、AECの実現後も日アセアンの知財協力を深化させること等を確認した「日アセアン知財共同声明」が採択された。2016年7月にはインドネシアにて第6回日アセアン特許庁長官会合が開催される予定である。

一方、ASEAN加盟国各国と我が国との関係では、ASEAN加盟国は、先進国から後発開発途上国まで経済発展の段階が多様な国が集まっている点に留意し、現状、以下のような取組を進めている。

## (2)ASEAN各国との協力

### ①インドネシア

インドネシアにおいては、模倣品や海賊版等の不正商品問題が大きな課題となっており、インドネシア知的財産総局の捜査官と警察の協力の下、特許権、意匠権、商標権、著作権を対象として違法品の摘発を行っている。

このような状況の中、2011年4月から2015年4月まで、国際協力機構（JICA）と協力した「知的財産権保護強化プロジェクト」が実施され、2015年12月からは協力相手機関を拡充し「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」が開始された。同プロジェクトにおいて、日本国特許庁としても、(i) 長期専門家としての職員の派遣、(ii) 必要な短期専門家の派遣、(iii) 研修生の受入等、積極的な協力を行い、インドネシア知的財産総局における審査官育成計画の策定、審査基準の制定、知財エンフォースメント関連機関の連携強化等を支援している。

また、インドネシア知的財産総局と日本国特許庁は、これまでの両庁間の協力関係の更なる強化のため、2014年8月、審査能力の強化や庁内運用支援等を含む協力覚書を取り交わした。同覚書に基づき、2015年度は、特許審査官の派遣、マドリッド協定議定書加盟の

ための整備を含む商標法改正に関するスタディビジットの受入等を行った。更に、2015年10月にはジョグジャカルタにおいて日インドネシア知財フォーラムを初めて開催した。

なお、2013年6月1日から、日本国特許庁と特許審査ハイウェイの試行プログラムを開始している。さらに、2013年6月1日以降にインドネシア知的財産総局が受理したPCT国際出願に対する国際調査・国際予備審査を、日本国特許庁が管轄している。

### ②カンボジア

カンボジアは、2011年より4年連続で7%を超える経済成長率を達成しており、2016年1月末時点で200社以上の日系企業が進出するなど、投資額も急増している。経済発展に伴い、カンボジアへの出願件数も増加しており、特に商標に関しては、2014年の出願件数は5000件弱となり、とりわけ日本からの出願件数は2007年から2014年までの8年間で約120件から約800件に急増し、6倍以上増えている。さらに、2015年6月5日よりカンボジアへマドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録出願が可能となったことにより、今後も商標出願が増加することが予想される。

カンボジアにおいては、(i) 商業省が、商標、商号、地理的表示、営業秘密等を所管し、(ii) 工業手工芸省が、特許、意匠、半導体回路配置等を所掌し、(iii) 文化芸術省が著作権を所管している。そして、それらを束ねる国家知的財産権委員会が、国家知的財産戦略を一元的に策定している。

また、国家知的財産権委員会及び商業省と日本国特許庁は、2014年11月に、これまでの協力関係の更なる強化のため、ITインフラに関する経験の共有や審査官等職員の能力向上等を含む協力覚書を取り交わした。同覚書に基づき、2015年度は、マドリッド協定議定書に基づく国際登録出願の運用に関する知見共有等の協力を行った。さらに、2016年5月4日、工業手工芸省との間で特許の付与円滑化に関する協力を開始するため覚書に署名した。

## ③シンガポール

シンガポールは、World Economic Forum (WEF) Global Competitiveness Report 2014-2015において、知的財産保護水準が世界2位となるなど、知的財産制度の整備水準は非常に高い。2013年3月には、シンガポール法務局により設立された知的財産運営委員会が「知的財産ハブ基本計画 (IP Hub Master Plan)」を公表。この基本計画ではシンガポールが (i) 知的財産取引・管理のハブ、(ii) 質の高い知的財産出願のハブ、(iii) 知的財産紛争解決のハブを通じてアジアでのグローバルな知的財産ハブとなることが戦略目標として描かれている。

2014年2月に改正特許法が施行されるまで、シンガポールは、我が国を含む米国・欧州特許庁等8か国・機関を所定特許庁とする修正実体審査 (MSE: Modified Substantive Examination) を採用し、出願人が修正実体審査を申請しなかった場合については、他国の知的財産庁へサーチ及び実体審査の外注を行い、審査報告書を発行してきた。また、特許性に否定的な見解を含む審査報告書が最終的に発行された場合でも、出願人が申請すれば特許可能になる制度 (セルフ・アセスメントシステム) を採用していた。

しかし、2012年より特許審査官の採用を開始して自ら実体審査を行う体制を整えており、同改正特許法の施行により審査報告書で特許性に対し肯定的な見解が示された出願のみ特許査定されるポジティブ・グラントシステムが導入されるとともに、修正実体審査に関しても、これまではクレームの同一性のみ審査が行われていたが、補充審査<sup>1</sup>が行われることとなった。

また、2015年9月より、シンガポール知的財産庁は ASEAN の知的財産庁として初めて国際調査機関 (ISA) 国際予備審査機関 (IPEA) として稼働を開始するなど、知的財産制度の整備が急速に進んでいる。

シンガポール知的財産庁と日本国特許庁は、2012年7月に、知的財産に関する協力覚書を取り交わした。同覚書に基づいて、2012年12月から、シンガポール知的財産庁が受理した PCT 国際出願に対する国際調査・国際予備審査を、日本国特許庁が管轄している。さらに、2014年8月には、これまでの協力関係の更なる強化のため、審査官協議による実体審査能力の向上や新規採用された特許審査官の育成支援等を含む新たな協力覚書に合意した。同覚書に基づき、2014年度は、情報通信の技術分野における特許審査官の派遣及び人材育成スキーム構築支援に関する専門家の派遣等を行った。2015年度はマテリアル分野で審査官を派遣したほか、シンガポール知的財産庁の ISA/IPEA としての稼働開始の支援のためにも審査官の派遣を行った。なお、シンガポール知的財産庁の ISA/IPEA としての稼働開始に伴い、2016年4月以降に日本国特許庁を受理官庁としてなされた英語による PCT 国際出願について、出願人がシンガポール知的財産庁を ISA 及び IPEA として選択することが可能となっている。

シンガポール知的財産庁は 2009 年から日本国特許庁及び米国特許商標庁と特許審査ハイウェイプログラムを実施しているほか、2014年11月からはグローバル特許審査ハイウェイにも参加している。

## ④タイ

タイ知的財産局と日本国特許庁は、2015年5月に、これまでの両庁間の協力関係の更なる強化のため、審査官の育成協力等を含む協力覚書を取り交わした。同覚書に基づき、2015年度は、ナノテクノロジー及び医薬分野における特許審査官の派遣、人材育成スキーム支援を実施した。

また、タイは生産拠点、あるいは消費市場として、ASEAN の中でも特に日本企業の進出が多い国であり、日本からの特許出願件数も増

1 補充審査 (Supplementary Search) では、補正が当初の開示内容の範囲内でなされたものであること、公序良俗に反する内容でないこと、ダブルパテントとならないこと、治療・診断方法に該当しないこと等が審査される。

加している。反面、審査官のワークロード増大とそれに伴う審査遅延が最大の課題となっており、適時になかった審査結果を出すことが難しくなっている。このような中、2014年1月から開始した日本国特許庁との特許審査ハイウェイの試行プログラム（2年間）について、2016年1月より更に2年間延長した。

なお、2010年4月1日以降にタイ知的財産局が受理したPCT国際出願に対する国際調査・国際予備審査を、日本国特許庁が管轄している。

### ⑤フィリピン

フィリピンでは、マドリッド協定議定書加盟が2012年7月25日に発効、同日からフィリピン知的財産庁はマドリッド協定議定書による国際登録出願の受理を開始している。

また、フィリピン知的財産庁と日本国特許庁は、2014年8月に、これまでの両庁間の協力関係の更なる強化のため、審査官の育成協力等を含む協力覚書を取り交わした。同覚書に基づき、2015年度は、ナノテクノロジー及び計測の技術分野における特許審査官の派遣、人材育成スキーム支援、及びWIPOによるフィリピン向けPCTセミナーへの講師派遣を実施した。更に、2015年10月に第5回フィリピン模倣品・海賊版対策サミットがマニラにおいて開催され、日本国特許庁はフィリピン知的財産庁より初めて招待を受け、我が国の取組について講演を行った。

なお、2002年1月よりフィリピン知的財産庁が受理したPCT国際出願の国際調査・国際予備審査を、日本国特許庁が管轄している。さらに、2012年3月12日から、日本国特許庁とフィリピン知的財産庁との間で特許審査ハイウェイの試行プログラムを開始している。

### ⑥ブルネイ

2012年1月、これまで法務省（Attorney General's Chambers / AGC）の下での知的財産部署に含まれていた登録部門のうち、特許登録部門がブルネイ経済開発委員会（Brunei

Economic Development Board / BEDB）下に移管され、特許登録部（Patent Registry Office / PRO）が創設され、同年10月に意匠登録部門も特許登録部に統合された。2013年6月には、商標部門も特許登録部に統合され、ブルネイ知的財産庁（The Brunei Darussalam Intellectual Property Office / BruIPO）と名称が変更された。更に、2016年3月には、ブルネイ知的財産庁の所属が、これまでのブルネイ経済開発委員会から、首相府直下のエネルギー・産業局（Energy and Industry Department）に移管された。2011年11月にパリ条約、2012年4月に特許協力条約（PCT）、2013年12月にジュネーブ改正協定に加盟している。

また、2012年1月からは、特許制度については、従来の再登録制度から委託審査制度へ移行した。従来の再登録制度は英国、マレーシア、シンガポールで特許登録された発明について、申請により（自動的に）特許権を設定するものであった。新制度の下では、ブルネイの当局が受理した特許出願について独自に方式審査を行い、実体審査についてはデンマーク、オーストリア、ハンガリーの各知的財産庁へ外注を行うこととなっている。

また、ブルネイ知的財産庁と日本国特許庁は、2015年5月に、これまでの両庁間の協力関係の更なる強化のため、ブルネイ知的財産庁を受理官庁とするPCT国際出願の国際調査・国際予備審査の管轄化に伴う協力等を含む協力覚書を取り交わし、2015年10月よりブルネイ知的財産庁が受理したPCT国際出願の国際調査・国際予備審査を、日本国特許庁が管轄している。

### ⑦ベトナム

ベトナム政府が2011年に打ち出した10か年計画「社会経済開発戦略」では、2020年までにベトナムを近代工業国にするという目標が掲げられている。また、経済成長に伴いベトナムにおける知的財産の重要性も今後急速に拡大していくことが予想される。我が国から



のベトナムへの直接投資も活発で、多数の日本企業がベトナムに進出しており、我が国にとってもベトナムにおける知的財産保護環境整備は重要な課題である。

このような状況の中、ベトナム国家知的財産庁と日本国特許庁は、2012年2月に、知的財産に関する協力覚書を取り交わした。2014年10月には、ベトナムにおける知的財産保護の促進を目指した政策に対する助言、審査手続の簡素化、知的財産管理システムの強化、知的財産の普及支援や人材育成といった従来までの協力に加え、審査のワークシェアリングの協力等を含む新たな協力覚書に合意した。同覚書に基づき、2015年度は、審査実務研修のための特許・商標審査官の受入や、意匠審査官の派遣、審判制度に関するスタディビジットの受入等を行った。

2012年4月からは、JICAと協力した知的財産権の啓蒙及び取締り強化プロジェクトを開始し、日本国特許庁から長期専門家として職員を派遣している。本協力は、(i) 知的財産関連機関と国民への知的財産法令の普及促進、(ii) 知的財産行政及びエンフォースメント機関の能力向上、(iii) 知的財産関連機関の連携強化及び知的財産権法の見直し等を目的としている。

また、2012年7月1日以降にベトナム国家知的財産庁が受理した PCT 国際出願に対する国際調査・国際予備審査を、日本国特許庁が管轄している。

さらに、2016年4月1日から、日本国特許庁とベトナム国家知的財産庁との間で特許審査ハイウェイの試行プログラムを開始した。

## ⑧マレーシア

マレーシアでは、2011年2月の特許・商標規則改正により、電子出願制度、早期審査制度等が導入された。2013年7月には改正意匠法が施行され、新規性阻却事由が世界公知にまで拡大されるとともに、従前は最長15年であった権利期間が最長25年となった。

マレーシアは、シンガポールと同様に修正実体審査制度(MSE)を採用しており、日本国特許庁がその所定特許庁となっている。日・マレーシア両特許庁長官による MSE 申請手続簡素化に係る覚書への署名<sup>1</sup>(2007年3月)、日・マレーシア経済連携協定(EPA)第1回知的財産小委員会における MSE 制度運用改善の確認(2008年1月)等、MSE の利用促進のために様々な取組が進められている。

また、マレーシア知的財産公社と日本国特許庁は、2015年1月に、これまでの両庁間の協力関係の更なる強化のため、実体審査能力の強化や方式審査自動化支援等を含む協力覚書を取り交わした。同覚書に基づき、2014年度は、バイオテクノロジー・ナノテクノロジーの技術分野における特許審査官の派遣等を行った。2015年度には、方式審査自動化支援のための専門家派遣、審査基準策定支援のための専門家派遣、化学分野における特許審査官の派遣等を行った。

なお、2013年4月からは、マレーシア知的財産公社が受理した PCT 国際出願に対する国際調査・国際予備審査を、日本国特許庁が管轄している。さらに、2014年10月1日から、日本国特許庁とマレーシア知的財産公社との間で特許審査ハイウェイの試行プログラムを開始している。

## ⑨ミャンマー

民主化・経済改革に向けた動きが急速に進展しているミャンマーは、消費市場としての魅力(人口約5,100万人)に加え、ASEAN、中国、インド等への高いアクセス性、豊富で安価な労働力等から、投資先として注目されている。一方、知的財産を保護する法制度整備が十分でなく、また、未だ知的財産庁が設立されていない。ミャンマー政府にとっても、外国からの投資を呼び込み、更なる経済発展を遂げるためには、知的財産関連法の制定、知的財産庁の設立、知的財産庁職員の能力向上等、知的財産権を適切に取得・保護できる

1 [http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/asia-mmse\\_tetuzuki.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/asia-mmse_tetuzuki.htm)



ような制度整備が急務の課題となっている。

このような状況の中、ミャンマー科学技術大臣及び同副大臣と日本国特許庁長官は、2013年2月にミャンマーの首都ネーピードーにおいて会談を行い、ミャンマーにおける知的財産システムの構築に向けた両国間の協力が進展した。その後、毎年度、ミャンマー科学技術省と日本国特許庁は、知的財産法案及び知的財産庁設立支援、及び知的財産庁設立後の業務運営支援等に向けた、知財分野の協力に関する合意文書に署名し、協力を実施している。

この合意文書に基づき、2014年3月、日本国特許庁は、現地で直接知的財産制度整備の支援にあたるため、ミャンマー科学技術省へJICA 専門家として特許庁職員を長期派遣した。知的財産庁の設立に向けて準備を進めているミャンマーに対して、日本国特許庁の業務運営に関するノウハウを提供し、知的財産庁業務が円滑に立ち上がるよう支援を行っている。また、2015年度は、知的財産庁の業務プロセス構築、普及啓発手法に関する知見共有、知財代理人制度構築、商標審査手法共

有等のためそれぞれ専門家を派遣し、支援を行った。このような支援の成果もあり、ミャンマー知的財産庁の設立に向けて着実に前進している。

#### ⑩ラオス

ラオスは、2013年2月にWTOへの加盟を果たし、2005年より10年連続で7%を超える経済成長率を達成するなど、今後も高い経済成長が見込まれる。

このような中、ラオス科学技術省知的財産局と日本国特許庁は、2015年5月に、これまでの両庁間の協力関係の更なる強化のため、人材育成支援、ITインフラの改善、知的財産の普及啓発支援等を含む協力覚書を取り交わした。同覚書に基づき、2015年度は、特許審査手法の共有や特許審査ガイドラインの策定支援を開始している。

また、2016年1月1日以降にWIPO国際事務局が受理したラオス国民又は居住者からのPCT国際出願に対する国際調査・国際予備審査を、日本国特許庁が管轄している。

## Column 33

## ASEAN 経済統合とシンガポールの IP ハブ構想

2015 年末に発足した ASEAN 経済共同体 (ASEAN Economic Community: AEC) は、6 億人を超える市場において、物品やサービス、投資、熟練労働者の移動の自由化等を通じ、経済統合の深化を図るものとして、世界各国から注目されています。知的財産権についても、ワークシェアリングの拡大や権利の質の向上、各種条約への加入などを通じ、経済発展を支援することが求められています。

このように ASEAN における知的財産環境が大きく変化する中、各国は様々な施策を講じてきています。中でもシンガポールは、2013 年 3 月に発表した知的財産ハブ構想 (IP Hub Master Plan) において、(1) 取引及び管理のハブ、(2) 案件 (審査) の質のハブ、(3) 紛争解決のハブ、の 3 つのハブを掲げ、知的財産におけるアジアの拠点となることを明確に宣言しています。

そして、シンガポール知的財産庁 (Intellectual Property Office of Singapore: IPOS) は、(2) を実現するため、我が国をはじめとする各国特許庁の支援を得ながら、ここ数年で大きな変革を実施してきました。2013 年 5 月には、自前で特許のサーチ及び審査を行うべく、審査官等の体制整備を行い、2014 年 2 月には実体審査を中心とする制度へと移行しました。また、2009 年から実施していたサーチ・審査結果の相互利用枠組みである ASEAN 特許協力 (ASEAN Patent Examination Cooperation: ASPEC) についても、2013 年の見直しを経て改善が行われ、着実に利用件数を増やしています。

さらに、2015 年 9 月より、IPOS は ASEAN 初の PCT 国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA) として、業務を開始しました。2016 年 4 月 1 日以降、日本国特許庁を受理官庁としてなされた英語による PCT 国際出願について、出願人が IPOS を ISA 及び IPEA として選択することが可能となっています。

こうした ASEAN における知的財産制度の急速な発展を支えるべく、日本国特許庁からの支援や研修に加え、特許庁出身のジェトロ海外駐在員 (バンコク、シンガポール) や JICA 専門家 (ハノイ、ジャカルタ、ネーピードー)、IPOS への長期派遣審査官などが、現地での支援を活発に行っています。知的財産制度の発展が AEC を深化させ、日 ASEAN 双方にとって恩恵をもたらすことが期待されます。



## 8 インドにおける動向

インドは、近年、知的財産制度の強化に向けた取組を進めており、2016年5月に国家知的財産権政策を発表した。他方で、インドでは、2012年3月に、ドイツの製薬メーカーが所有するがん治療薬の特許に対して、現行法下で初となる強制実施権が設定されている。

本節では、我が国との関係に加え、インドにおける近年の知的財産政策の動向及びインド特許意匠商標総局の各種取組について紹介する。

### (1) 我が国との関係

インドは、BRICSの一角として、近年、急速に経済成長しており、我が国からの企業進出も拡大している。そのような中、両国間の経済関係の強化のために、2011年8月には、日インド包括的経済連携協定（JICEPA）が締結された。また、インドは、日本と共に、2012年11月に交渉が立ち上げられた東アジア地域包括的経済連携（RCEP）の参加国でもある。

知的財産の分野においても、インド特許意匠商標総局（CGPDTM）における審査官増員等の取組を支援するため、日本国特許庁は、日本開催研修への審査官の受入れやインドへの講師派遣による人材育成等を通じ、積極的に協力をしている。また、2010年度から国際審査官協議を開始しており、最近では、2015年12月に、日本国特許庁の特許審査官をナグプールに派遣した。さらに、2013年度から、インド特許審査官に対して国際調査機関・国際予備審査機関としての審査実務に関する研修を実施しており、2015年1月には2名の講師をデリーに派遣した。また、2015年6月にはインド商工省産業政策・振興局（DIPP）と日本特許庁との間で産業財産分野における協力覚書を締結<sup>1</sup>した。2016年2月にはCGPDTM長官を招へいし、また、同年4月から5月にかけて、新人審査官約300名の研修のため9名の講師を派遣するなどして、両国の知的財産の分野における協力関係を強化している。

### (2) 近年の知的財産政策の動向

インドの知的財産制度は、1995年の世界貿易機関（WTO）への加盟以来、数度の法改正がなされるなど、整備が進められてきた。2005年に施行された改正特許法により、物質特許制度が導入され、医薬品関連発明に対して特許が与えられるようになった。

インド政府は、2014年9月に、インドにおける製造業を振興する“Make in India”イニシアチブを打ち出し、知的財産権の保護を含む投資環境整備を推進している。2016年5月に発表された国家知的財産権政策では、特許・意匠・商標の登録及び異議申立ての処理期限の設定と厳守、知的財産権促進・管理機関（CIPAM）の創設、商事裁判所を通じた知財紛争の解決等、知的財産の創造を奨励し、その活用を推奨するための知的財産制度整備の方針が示されている。

2012年3月には、現行法下で初となる強制実施権<sup>2</sup>が発動された。同事案では、ドイツ製薬メーカーが持つがん治療薬の特許について、2011年7月、インドのジェネリック医薬品製造企業が強制実施権の発動を申請した。この申請に対し、CGPDTMは、強制実施権の発動要件を規定したインド特許法第84条に基づき、一定の条件の下で当該特許の利用を許可した<sup>3</sup>。同決定に対して、2012年5月、特許権者であるドイツ製薬企業は、IPABに不服の申立てをするとともに、不服申立ての結果が出るまでの強制実施権の暫定的な停止を求

1 インド商工省産業政策・振興局との間で産業財産分野での協力に関する覚書に署名しました：  
<http://www.meti.go.jp/press/2015/06/20150630002/20150630002.pdf>

2 一定の要件が満たされた場合に、行政庁等の裁定によって、他人の特許発明等を、その特許権者等の同意を得ることなく、あるいは意に反して、第三者が実施することができる権利。強制実施権はパリ条約やTRIPS協定で認められたものであるが、強制実施権が認められる要件は各国で異なる。なお、我が国において強制実施権が設定された事例はない。

3 インド特許意匠商標総局の決定：[http://www.jetro.go.jp/world/asia/in/ip/pdf/precedent\\_201203\\_jp.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/asia/in/ip/pdf/precedent_201203_jp.pdf)

める請求を行ったが、IPABは、2012年9月に暫定停止請求、また2013年3月に不服申立てをそれぞれ却下した<sup>1</sup>。IPABの決定を不服として、当該ドイツ製薬企業はムンバイ高裁に出訴したが、ムンバイ高裁は2014年7月に同企業の請求を棄却した。その後、最高裁に対する上告がなされたものの、同年12月に却下された。一方、2013年3月、別のインドのジェネリック医薬品企業が、米国企業が持つ慢性骨髄性白血病治療薬に関する特許について、強制実施権の発動を申請していたが、この件に関しては、2013年10月、CGPDTMが棄却する決定を下しているなど、その他に行われた強制実施権の設定の申請に関しては、今のところCGPDTMによって却下されている。

また、2013年4月には、インド最高裁が、医薬品の特許権付与に一定の制限を規定した特許法第3条(d)に対して、同機関として初めて解釈を示した。本件では、スイス企業のがん治療薬に関する特許出願について、特許すべきでないとの判断が下されている。

### (3)インド特許意匠商標総局の取組

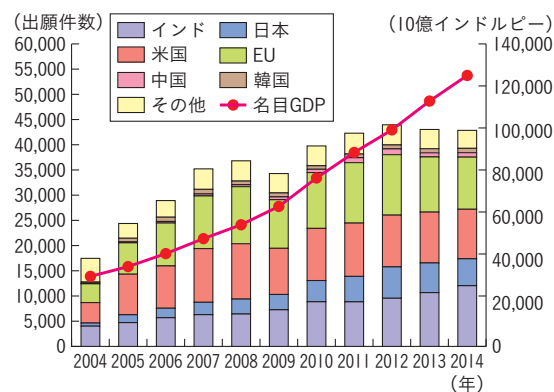
インドでは、近年の経済成長に合わせて、特許出願件数も急速に増加しており、審査順番待ち件数の増大が課題となっている。CGPDTMは、約460名の新人審査官の大量増

員を採用するなど、審査処理促進に向けた取組を進めており、制度面でも2016年5月には、早期審査制度の導入を含む特許規則の改正を行うなどの対策を行っている。また、CGPDTMは、電子出願受付及び公報検索サービス導入、特許審査の進捗公開等の電子化及びインターネット上での情報開示を進めている。

インド特許意匠商標総局は、2013年7月にマドリッド協定議定書に基づく商標出願の受理を開始した。また、同年10月には、国際調査機関・国際予備審査機関として運用を開始している。

3-1-24 図

インドにおける特許出願件数とGDPの推移



(資料) 特許出願件数：WIPO IP Statistics Data Center、  
名目GDP：IMF-World Economic Outlook (2015年10月)を基に特許  
庁作成

## 9 ロシアにおける動向

本節では、我が国との関係に加え、ロシアにおける近年の知的財産政策の動向及びロシア特許（Rospatent）の各種取組について紹介する。

### (1)我が国との関係

日本国特許庁は、ロシア特許庁と2009年5月からPPHを開始し、2013年6月からはPCT-PPHの試行を開始している。2010年6月からは国際審査官協議も開始した。また、日本国

特許庁は、ロシアを含むCIS 8か国<sup>2</sup>が加盟するユーラシア特許庁との間で、2013年2月から通常PPH及びPCT-PPHを開始した。本制度を利用することで、CIS 8か国で有効な広域特許を早期に取得することが可能となる。

1 暫定停止請求の却下：[http://www.jetro.go.jp/world/asia/in/ip/pdf/compulsory\\_jp.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/asia/in/ip/pdf/compulsory_jp.pdf)  
不服申立ての却下：<http://www.ipabindia.in/Pdfs/Order-45-2013.pdf>

2 ロシア、カザフスタン、キルギス、トルクメニスタン、タジキスタン、ベラルーシ、アゼルバイジャン、アルメニアの8か国



さらに、2013年1月からは国際審査官協議も開始した。

2015年9月には、ロシア特許庁設立60周年の会合が開催され、また、2015年11月には、ユーラシア特許庁設立20周年記念会合が開催されたが、いずれにも我が国から専門家を派遣し、各知的財産庁との協力関係を継続している。

## (2) 近年の知的財産政策の動向及びロシア特許庁の取組

ロシアは、2011年12月に世界貿易機関(WTO)加盟が承認され、2012年8月に正式な加盟国となった。知的財産の分野では、特許出願料を含む知的財産権関係料金について、従来非居住者向け料金の方が高く設定されていたが、居住者、非居住者の区分を撤廃し、統一料金を設けた。

を設けた。

ロシアは、2008年1月に知的財産関連法の大幅な改正を行い、特許法を始めとする多くの知的財産関連法を民法典第四部<sup>1</sup>に一本化した。その後、同国は関連規定の整備等を進めており、ロシア特許庁は、2010年にEP0との制度近似化プロジェクトを行い、審査ガイドライン(Examination Guideline)を作成した。2014年10月には、実用新案の実体審査の導入と世界公知の採用、意匠登録請求の範囲の提出の廃止等を含む民法典第四部の改正法が施行された。

2013年7月には、知的財産裁判所が稼働を開始した。知的財産関連の訴訟を審議する特別商事裁判所として、第1審と破毀審(第3審)としての役割を果たしている。

## 10 ブラジルにおける動向

本節では、我が国との関係に加え、ブラジルにおける近年の知的財産政策の動向及びブラジル産業財産庁(INPI)の各種取組について紹介する。

### (1) 我が国との関係

我が国との関係においては、2010年4月に、日本国特許庁(JPO)とINPIが協力覚書に署名しており、この協力覚書に基づき、人材育成分野等での協力を進めている。国際審査官協議を2012年から開始しており、直近では2015年8月にJPOの特許審査官2名をINPIへ派遣している。また、2014年9月には、国家衛生監督庁(ANVISA)と初めて長官級会談を行い、互いの審査に関する理解を深めるべく、両庁間の協力を進めていくことにつき認識を共有した。

また、2009年より、我が国とブラジルの間

の官民による情報交換及びビジネス環境の改善、両国の貿易・投資の促進を目的とした日伯貿易投資促進合同委員会が年1回の頻度で開催されており、知的財産分野においても協議が行われている。その後、これに産業協力をテーマに加えた日伯貿易投資促進産業協力合同委員会<sup>2</sup>として開催することとし、2015年9月の会合では、日ブラジル間の知的財産権分野の協力及びブラジルにおける特許審査の迅速化につき意見交換を行った。また、2016年2月には、同委員会に向けた中間会合がブラジリアで開催され、知的財産分野についての協議も行われた。

1 民法典第四部和訳: [http://www.jpo.go.jp/shiryou/s\\_sonota/fips/pdf/russia/minpou\\_no4.pdf](http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/russia/minpou_no4.pdf)  
 民法典第四部英訳: [http://www.rupto.ru/rupto/nfile/3b05468f-4b25-11e1-36f8-9c8e9921fb2c/Civil\\_Code.pdf](http://www.rupto.ru/rupto/nfile/3b05468f-4b25-11e1-36f8-9c8e9921fb2c/Civil_Code.pdf)  
 2 2013年に「日伯貿易投資促進産業協力合同委員会」として改組された。

## (2) 近年の知的財産政策の動向及び INPI の取組

ブラジルでは、特許審査着手が出願日順に行われるが、一次審査通知までの期間が審査が早い分野でも9年<sup>1</sup>と、審査の遅延が課題となっており、INPI は、2012 年時点で240 名であった特許審査官を、2015 年には700 名まで増員する計画を立てたが、2015 年時点において240 名以下となっており、2012 年時点に対し、むしろ減員した状況となっている。また INPI は、手続の電子化を進め、商標については、2007 年から電子出願の受付を開始しており、特許についても2013 年3 月から電子出願の受付を開始した。将来的なマドリッド協定議定書の加盟を目指して、18 か月以内の審査終了という目標を掲げて、商標出願の審査処理の迅速化にも取り組んでいる。2016 年1 月からは、

米国との間で PPH の試行を開始した。

INPI は、2007 年10 月に開催された WIPO 加盟国総会において国際調査機関・国際予備審査機関として承認され、2009 年8 月から国際調査・国際予備審査業務を開始した。同庁は中南米諸国の中小規模特許庁と特許審査等で協力を進めるプラットフォーム「産業財産における地域協力システム (PROSUR)<sup>2</sup>」の構築を提案するなど、同地域における特許庁間の協力強化を進めている。

ブラジル産業財産権法によれば、医薬用の製品及び方法に関する特許の付与には、ANVISA の事前同意が必要である。従来、INPI で審査が行われた後に ANVISA で特許出願の審査が行われていたが、2012 年に手続が変更され、ANVISA での審査の後に INPI での特許出願の審査が実施されることになった。

## 11

## その他の地域（中南米、中東、アフリカ）における動向

### (1) 中南米

中南米諸国の知的財産庁は、互いに近隣知的財産庁との連携を深めている。具体的な先行技術文献サーチ・審査協力のための枠組みとして、中米諸国には「中米諸国並びにドミニカ共和国向け特許出願検索管理サポートシステム (CADOPAT)<sup>3</sup>」、南米諸国には産業財産における地域協力システム (PROSUR) によるウェブプラットフォーム「e-PEC」が設けられている。

メキシコは、2013 年2 月にマドリッド協定議定書に加盟した。我が国との関係では、2011 年7 月から特許審査ハイウェイ (PPH) の試行を開始し、2012 年11 月に本格実施に移行した。また、日本国特許庁 (JP0) とメキシコ産業財産庁 (IMPI) とは2012 年2 月に、

知的財産制度・運用に関する情報交換、人材育成、情報技術の利用等に関する協力覚書に署名を行った。国際審査官協議を2012 年から開始しており、2015 年2 月には、IMPI の特許審査官2 名を受け入れた。

コロンビアは、2012 年5 月にマドリッド協定議定書に加盟した。また、我が国との間で2012 年12 月から EPA 交渉を行っており、両国間の経済関係の一層の発展が期待される。JP0 との関係においては、2014 年8 月に協力覚書に署名しており、同年9 月に PPH の試行を開始し、国際審査官協議を2016 年から開始している。また、知的財産制度・運用に関する情報交換や専門家派遣等の協力も進めてきており、2014 年12 月に我が国からコロンビアへ、2015 年12 月にコロンビアから我が国へ

1 平成26年度特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業「ブラジル・メキシコ・コロンビア・インド・ロシアの産業財産権制度及びその運用実態に関する調査研究報告書」

2 PROSUR：2008年に設立された南米9か国（アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、エクアドル、パラグアイ、ペルー、スリナム、ウルグアイ）による審査協力等を中心とした知的財産協力の枠組み。

3 CADOPAT：2007年に設立された、メキシコが参加国の特許サーチを支援するシステム。2015年時点での参加国は、コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ、ドミニカ。

の専門家派遣が行われている。

アルゼンチンは、JP0 との関係においては、2015 年から招へい研修を開始するなど、協力関係を深めてきた。2015 年 10 月には、アルゼンチン知財庁と JP0 との間で、知財制度の理解促進、審査効率や処理能力の向上に関する経験の共有、およびセミナーの開催によるユーザーへの情報発信等によるユーザーとの交流促進を主とした協力覚書に署名がされ、更なる関係の強化が進められている。

## (2)中東

中東地域はアジアと欧州をつなぐ貿易の中継点として重要な役割を果たしていると同時に、模倣品の流通経路となっているとの指摘もなされている。これに対し、我が国は、ドバイ税関職員に対し我が国企業から真贋判定に関するセミナーを実施するなど、模倣品取締りに向けた協力を行っている。また、JP0 は JETRO ドバイ事務所に知財専門家を派遣しており、2016 年 2 月には、日本政府の支援の下、ドバイにおける各国政府機関等との連係を強化し、日系企業同士が情報共有を図ることを目的に、模倣品対策に取り組む中東知的財産研究会（中東 IPG）<sup>1</sup>が発足した。

湾岸諸国（バーレーン、オマーン、クウェート、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、カタール）においては、1998 年より広域特許庁としての湾岸協力会議（GCC）特許庁が設けられている。2015 年 12 月には、GCC 加盟国における商標制度の統一をはかる統一 GCC 商標法がクウェートにおいて施行された。近く、他の

GCC 加盟国も同法が施行される見通しである。

イスラエルは、2009 年の WIPO 加盟国総会において国際調査機関として承認され、2012 年 6 月から業務を開始した。また、我が国との PPH 試行を 2012 年 3 月から開始したが、2013 年 3 月に対象を拡大し、PCT-PPH が可能となった。なお、2010 年 9 月には、イスラエルにおいてマドリッド協定議定書が発効している。

## (3)アフリカ

アフリカには ARIPO（主に英語圏の国々が加盟）<sup>2</sup>、OAPI（主にフランス語圏の国々が加盟）<sup>3</sup> という二つの広域特許庁が存在する。我が国も WIPO と協力してこれらの広域特許庁を始めアフリカ諸国の知的財産庁の能力向上を支援している（第 2 部第 1 章 4. (5) 参照）。エジプトは 2013 年 4 月、国際調査機関としての業務を開始した。モロッコ、チュニジア等の北アフリカ地域は歴史的に欧州との結び付きが強く、知的財産分野においても、EPO と強いつながりがある。2010 年、EPO で付与された欧州特許をモロッコで認証（権利化）することに合意がなされ、2015 年 3 月に発効した。2014 年には、チュニジアとの間でも欧州特許の認証（権利化）することに合意がなされている。南アフリカでは 2011 年 5 月、企業知的財産登録庁（CIPRO）と企業知的財産監督庁（OCIPE）が合併し、企業知的財産委員会（CIPC）が設立され、国家知的財産政策を現在策定中であり、実体審査への移行が予定されている。

1 <https://www.jetro.go.jp/biznews/2016/03/28aced5371abdd96.html>

2 ARIPO (African Regional Intellectual Property Organization、アフリカ広域知的財産機関) 加盟国：ボツワナ、ガンビア、ガーナ、ケニア、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、スワジランド、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ、リベリア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ

3 OAPI (Organisation Africaine de la Propriete Intellectuelle、アフリカ知的財産機関) 加盟国：ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ共和国、コートジボワール、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、赤道ギニア、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、チャド、トーゴ、コモロ